

第9章

文化芸術立国の実現

総論

文化庁は、総合的な文化行政を推進するための機能強化と京都への本格的な移転に向けた取組を進めています。具体的には、文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実を進めるとともに、文化芸術を通じた共生社会の実現、イノベーションの創造や国家ブランドの構築を目指し、様々な施策を展開しています。また、国語・日本語教育に関する施策の推進、著作権施策の展開、宗教法人制度の運用等、様々な取組を行っています。

第1節 文化芸術推進基本計画（第1期）と文化庁予算及び組織について

1 文化芸術推進基本計画（第1期）について

「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—」（以下「基本計画」）は、文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化審議会での審議や文化芸術推進会議における関係府省庁との調整等を経て、平成30年3月に閣議決定されました。

基本計画では、文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有していることが明確化されました。また、今日、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが急速に進展する中で、変化に応じた社会の要請に応じつつ、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められていることを言及しました。さらに、2020（令和2）年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会^{*1}（以下、「東京2020大会」という。）は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機であることも示しました。

また、文化芸術基本法を前提としつつ、文化芸術の「多様な価値」（本質的価値及び社会的・経済的価値）を創出して未来を切り拓くため、中長期的な視点からの四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を定めました。さらに、これらの目標を中長期的に実現するため、5年間（対象期間：平成30年度から令和4年度までの5年間）の文化芸術政策の基本的な方向性として、六つの戦略と、それぞれの戦略に対応した基本的な施策として、関係府省庁の施策や文化芸術基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含め、約170の施策を盛り込みました。

引き続き関係府省庁をはじめ各関係機関との連携及び協働を図りながら、基本計画に基づき必要な取組を進めていきます。

2 文化庁予算及び組織について

令和元年度予算は、「文化資源の“磨き上げ”による好循環の創出」、「文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材育成」、「文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進」、及び「文化発信を支える基盤の整備・充実」といった主要施策により、文化庁が従来より

^{*1} 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定されました。

行ってきた取組に加え、文化資源をそのまま活用するだけでなく、付加価値をつけて、より魅力あるものに磨き上げるため、国際観光旅客税等も活用しながら、地域活性化の好循環を創出するなど、新たな取組を推進する内容となっています（図表2-9-1）。

「文化資源の“磨き上げ”による好循環の創出」では、日本博を契機とした観光コンテンツの拡充や、文化財に対する多言語解説整備をはじめとして、文化資源を活用した観光インバウンドのための環境整備を推進しています。

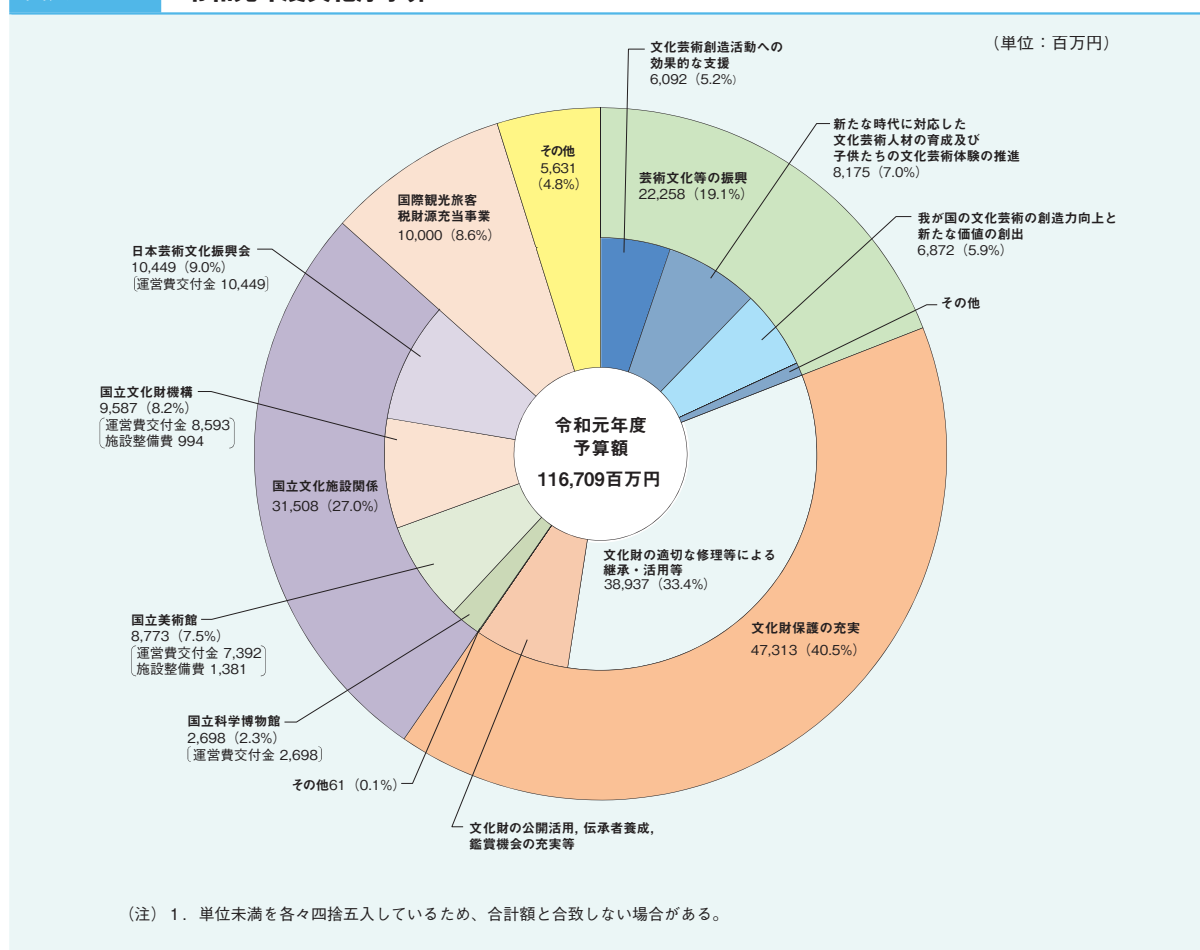
「文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材育成」では、創造的で多様性に富んだ文化芸術立国を形成するため、文化芸術の創造活動及び人材育成を推進するとともに、子供たちが文化芸術に触れる機会の充実や障害者芸術の推進を図る取組を実施しています。

「文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進」では、文化財継承の危機的な状況に対応するため、適切な周期による文化財の修理・整備、災害や故意の毀損等から護るための防犯・防災対策や文化財を支える修理技術者の育成等を支援するとともに、「日本遺産」をはじめ地域の文化財を活用した、観光振興・地域経済の活性化のための支援の充実を図っています。

「文化発信を支える基盤の整備・充実」では、国立文化施設の整備・充実などを通じて、文化発信の国内基盤を強化し、国民の鑑賞機会の充実を図るとともに、外国人に対する日本語教育の推進などを行っています。

また、文化庁として新たな政策課題にスピード感をもって適切に対応していくため、博物館をはじめとする文化施設等を中核とする地域における文化観光の推進や食文化の振興に向けた体制整備を図ることとし、令和2年度から参事官（文化観光担当）及び参事官（食文化担当）を新設しました。

図表2-9-1 令和元年度文化庁予算



3 文化庁の京都移転について

平成30年6月に「文部科学省設置法」等を改正し、その附帯決議において、「文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること」とされました。すでに平成29年度から先行移転として京都で設置されている「地域文化創生本部」へ一部の職員を派遣し、京都で執務を行っており、さらに令和元年度には、臨時国会期間中に一部職員が京都で執務を行うとともに、テレビ会議等の機器を活用し会議等への出席を行うなど、本格的な移転を見据えた業務のシミュレーションを行いました。

令和2年2月の文化庁移転協議会にて、京都府より、庁舎整備の工期延伸により竣工は令和4年8月下旬を目指したいとの報告があり、引き続き京都府・京都市や関係省庁、地方創生や観光などの関連分野とも連携しながら取組を進めていきます。

第2節 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム

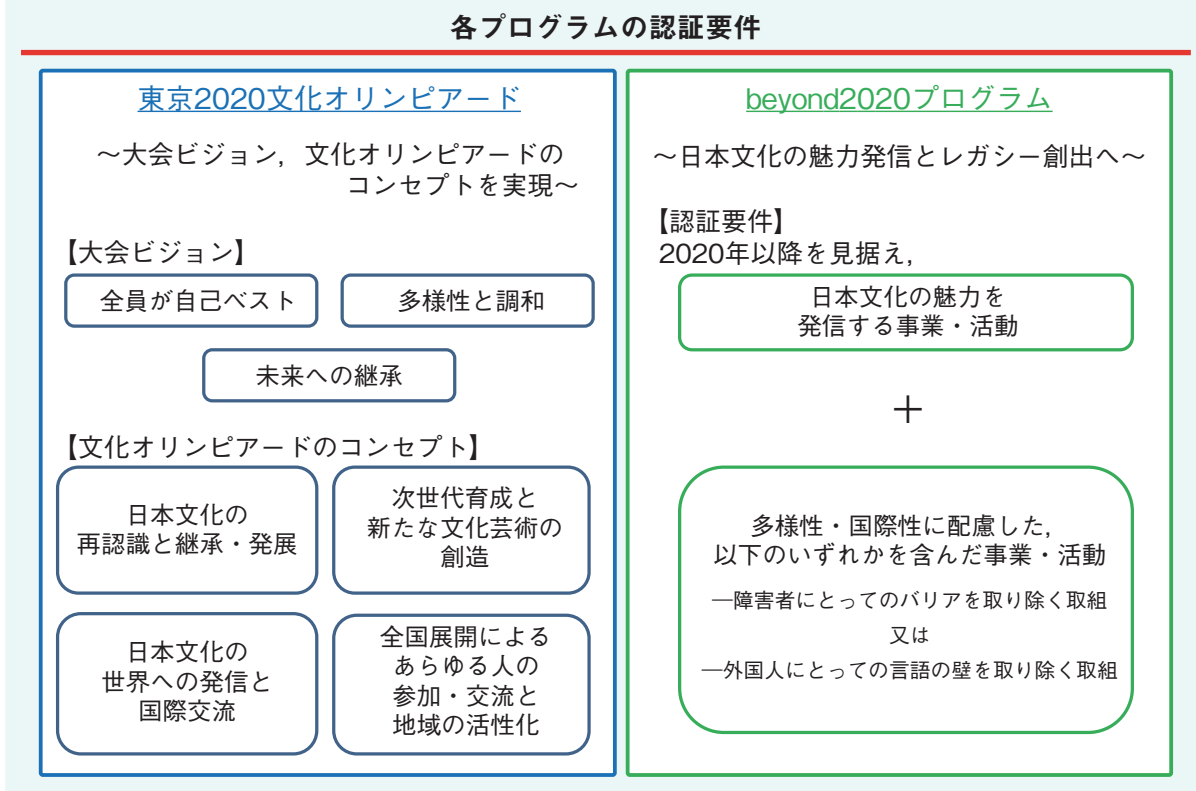
1 文化プログラムの展開について

文化の祭典でもある東京2020大会は、魅力ある日本文化を世界に発信するとともに、地域の文化資源を掘り起こし、地方創生や観光振興の実現にもつなげる絶好の機会となります。

こうした中、東京2020大会に向けて、「東京2020文化オリンピック」や「beyond2020プログラム」といった文化プログラムの取組が進められています（図表2-9-2、図表2-9-3）。これらは大会ビジョン等を踏まえ、日本文化の再認識と継承・発展、次世代育成と新たな文化芸術の創造、日本文化の世界への発信に資する取組や、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出を見据えた取組に対して認証を行うものです。

これらの取組を通して、我が国の文化芸術が一層振興され、更に日本全国で東京2020大会の機運が大いに高まることが期待されています。

	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会		中央省庁、地方自治体
プログラム	東京2020文化オリンピック		beyond2020プログラム
	東京2020公認文化オリンピック	東京2020応援文化オリンピック	
概要	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム 東京2020大会の主なステークホルダー等が大会ビジョンの実現に相応しい文化芸術性の高い事業を実施	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム 非営利団体等がオリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業を実施。	2020年以降を見据え、レガシー創出に資する文化プログラム 営利・非営利を問わず多様な団体が実施。 ※オリンピック・パラリンピックの文言使用は不可
実施主体	組織委員会、国、開催都市、会場所在地地方公共団体、公式スポンサー、JOC、JPC	会場所在地以外の地方公共団体、独立行政法人を含む非営利団体	文化オリンピックの実施主体に加えて、公式スポンサー以外の企業も対象
ロゴマーク			



2 文化庁における取組について

文化庁では、「日本博」を始めとした文化プログラムを全国各地において展開し、日本の多様な文化資源や観光資源の魅力を国内外へ積極的に発信しています。

また、文化プログラムへの参加促進等を目的として、シンポジウムを開催するとともに、全国各地の文化プログラム等の情報を広く収集し、インターネット上で管理・集約する「文化情報プラットフォーム」やその情報を基にした文化プログラム総合ポータルサイト「Culture NIPPON」の試行的な運用にも継続的に取り組んでいます。

「日本博」は、東京2020大会を契機とする文化プログラムの中核的事業として、関係府省庁や地方公共団体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集し、縄文時代から現代まで続く日本の美を各分野にわたって体系的に展開していく大型プロジェクトです。「日本人と自然」という総合テーマの下に、各地域が誇る様々な文化資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、文化による国家ブランディングの強化、観光インバウンドの飛躍的・持続的拡充を図ります。

令和元年度には、日本文化体験「日本のよろい！」や「Discover KABUKI」を始めとして、全国各地で年間を通じて様々なプロジェクトを「日本博」として実施しました。日本文化体験「日本のよろい！」においては、実物の甲冑の展示とあわせて、よろいのパーツにさわれるハンズオン展示、よろいの着用体験、サポートスタッフの配置、日英中韓4か国語表記なども実施し、訪日観光客にも日本文化を大いに楽しんでいただきました。

また、「Discover KABUKI」では、外国人向け入門公演として、日本の伝統芸能「歌舞伎」をその魅力を解説しながら上演しました。日英中韓西仏の6言語対応による音声ガイドを用意するとともに、初めての試みとして外国人向けに歌舞伎の演技や太鼓の演奏を体験できるワークショップも実施し、大変好評をいただきました。

令和2年1月15日には、「日本博」を国内外に広く発信するため、黒柳徹子氏を広報大使として任命しています。



日本文化体験「日本のよらい！」の様子（東京国立博物館）



「外国人のための歌舞伎ワークショップ」
女方の演技体験（国立劇場）

Column No. 08

文化観光の推進：「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」について

東京2020大会は世界中の注目が日本に集まる絶好の機会です。この機を捉え、文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっています。こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案」を国会に提出し、令和2年4月10日に成立されました。

この法律では、新たに「文化観光」を、文化資源の観覧や文化体験等を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光として定義し、地域における文化観光の推進の拠点となる文化施設を「文化観光拠点施設」と定義しています。

また、このような文化観光を地域で推進していくため、主務大臣である文部科学大臣と国土交通大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めています。

今後、この法律上の措置に加え、関連する予算・地方財政措置・税制も含めた総合的な支援を通じ、地域における文化観光を推進していきます。

第3節 舞台芸術活動等の推進

1 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の文化芸術の振興を図るため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった分野の芸術水準の向上の直接的な牽引力となる公演を重点的に支援するとともに、各分野の特性に配慮した創造活動を推進しています。令和元年度は、年間活動支援型36団体、公演事業支援型142件を支援しました。

また、「戦略的芸術文化創造推進事業」として、芸術団体等からの企画提案を受けて行う実演芸術の水準向上及び鑑賞機会の充実を図るための取組や、海外への発信等を23件実施

しました。

2 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は、文化芸術活動に対する援助を継続的・安定的に行うため、平成2年に設立され、政府から出資された541億円と民間からの寄附金約153億円の計約694億円を原資としています。運用益は、各種文化芸術活動への日本芸術文化振興会が行う助成事業に充てています。寄附金の受付は随時行っており、芸術文化振興基金の拡充に努めています。

〈芸術文化振興基金からの助成額（令和元年度）〉

- ・ 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造・普及活動：6億6,912万円
- ・ 地域の文化振興を目的として行う活動：2億5,060万円
- ・ 文化に関する団体が行う文化の振興、普及活動：9,164万円

3 新進芸術家等の人材育成

世界で活躍する新進芸術家等を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇などの分野において研修・発表の機会を提供しています。特に、「新進芸術家海外研修制度」では、昭和42年以来、新進芸術家等が海外の大学や芸術団体などで研修を受け、これまで多数の優秀な芸術家などを輩出しています（図表2-9-4）。

図表2-9-4 新進芸術家海外研修制度のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	美術：洋画	昭和42年度
森下 洋子	舞踊：バレエ	昭和50年度
絹谷 幸二	美術：洋画	昭和52年度
佐藤しのぶ	音楽：声楽	昭和59年度
野田 秀樹	演劇：演出	平成4年度
諏訪内晶子	音楽：器楽	平成6年度
野村 萬斎	演劇：狂言師	平成6年度
崔 洋一	映画：監督	平成8年度
鴻上 尚史	演劇：演出	平成9年度
平山 素子	舞踊：モダンダンス	平成13年度
酒井 健治	音楽：作曲	平成16年度
塩田 千春	美術：現代美術	平成16年度
長塚 圭史	演劇：演出	平成20年度
萩原 麻未	音楽：ピアノ	平成21年度

4 文化庁芸術祭の開催

文化庁は、昭和21年度から毎年秋に「文化庁芸術祭」を開催しています。令和元年度は、オープニング公演として「エウゲニ・オネーギン」を上演したほか、バレエ、演劇、歌舞伎、音楽、能楽、文楽、舞踊、大衆芸能、アジア・太平洋地域の芸能等の10の主催公演を実施しました。

また、演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の参加公演部門には180件、テレビ、ラジオ、レコードの参加作品部門には109件が参加しました。各部門に



令和元年度「文化庁芸術祭」主催公演
新国立劇場オープニング公演
オペラ「エウゲニ・オネーギン」

おける審査の結果、優れた公演・作品に対して、文部科学大臣から芸術祭各賞が授与されました。

第4節 メディア芸術の振興

1 アニメーション、マンガなどのメディア芸術の振興

アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国に対する理解や関心を高めています。メディア芸術の一層の振興を図るため、創作活動に対する支援、普及、人材育成などに重点を置いた様々な取組を行っています。その一つの柱である「文化庁メディア芸術祭」は、「アート」、「エンターテインメント」、「アニメーション」、「マンガ」の4部門について、優れた作品を顕彰するとともに、受賞作品の鑑賞機会を提供するメディア芸術の総合フェスティバルとして、平成9年度から開催しています。令和元年6月には、第22回の受賞作品展を、日本科学未来館を中心に開催しました。また、同年8月1日（木曜日）から10月4日（金曜日）を募集期間として実施した第23回のコンテストには、世界107の国と地域から3,566作品の応募がありました。他にも、過去の受賞作品を中心に優れたメディア芸術作品の鑑賞の機会を提供するメディア芸術祭地方展（元年度は小樽展、長崎展を開催）やメディア芸術海外展開事業などを実施し、国内外に優れたメディア芸術作品を発信しています。



第22回アート部門大賞
『Pulses/Grains/Phase/Moiré』サウンドインスタレーション
古舘 健【日本】
© Kouji Nishikawa



第22回エンターテインメント部門大賞
『チョコちゃんに叱られる!』テレビ番組
『チョコちゃんに叱られる!』制作チーム【日本】
© NHK (Japan Broadcasting Corporation) All rights reserved.



第22回アニメーション部門大賞
『La Chute』短編アニメーション
Boris LABBÉ【フランス】
© Sacrebleu Productions



第22回マンガ部門大賞
『ORIGIN』
Boichi【韓国】
© boichi, Kodansha 2019

2 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着しています。

また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。さらに、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置付けられています。

文化庁は、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策として、1. 創造、2. 発信・海外展開・人材交流、3. 人材育成に取り組んでいます。

具体的には、日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援やアジアにおける日本映画特集上映など海外への日本文化発信、短編映画作品製作による若手映画作家育成事業などの人材育成を通して、我が国の映画の一層の振興に取り組んでいます。特に日本映画の製作支援については、映画による国際文化交流を推進し、我が国の映画振興に資するため、平成23年度からは、国際共同製作による映画製作への支援も行っています。また、これらの活動を促進するため、データベースの整備による日本映画に関する情報提供も進めています。



若手映画作家等の育成撮影風景

第5節

子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

1 学校における芸術教育・文化部活動の充実

(1) 学習指導要領に基づく芸術教育の充実

平成30年10月より小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術（音楽・美術・工芸・書道）」等の芸術に関する教育にかかる事務を文部科学省本省から文化庁に移管しました。

平成29年3月に新しい小・中学校学習指導要領が、30年3月には新しい高等学校学習指導要領が公示され、新学習指導要領は小学校では令和2年4月から、中学校では3年4月から、高等学校では4年4月から順次実施されます。

新学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力とし、目標を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示しています。また、各教科、科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒がそれぞれの教科、科目の見方・考え方を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示しています。内容については、目標に対応して三つの柱で整理し、共通事項として表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を示しています。

また、芸術教育の充実に資するため、伝統音楽指導者研修会に加え、新たに小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員の研修会を令和元年度から実施しました。

(2) 文化芸術による子供育成総合事業

子供たちが優れた実演芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体等による実技指導、ワークショップに参加し、更にこれらの団体等と本番の舞台で共演するなど、実演芸術に身近に触れる機会を提供する「文化芸術による子供育成総合事業」を実施しています。令和元年度は、文化庁が選定した一流の文化芸術団体が小学校・中学校等において実演芸術公演等を実施する巡回公演を1,825公演、学校が独自に選定した個人または少人数の芸術家による実技披露、実技指導等を行う芸術家派遣を2,037か所で実施しました。

(3) 文化部活動改革に向けた取組

生徒のバランスの取れた生活や働き方改革の観点から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成30年12月に策定し、公表しました。

本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の文化部活動を主な対象とし、高等学校段階においても、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われていることに留意し、原則的に適用、小学校段階についても休養日や活動時間を適切に設定することとしています。本ガイドラインに基づき、「適切な運営のための体制整備」「適切な休養日等の設定」「学校単位で参加する大会等の見直し」等について、持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めています。

また、フォローアップ調査などを実施し、本ガイドラインの適用状況を把握するとともに、本ガイドラインに則った取組が実施されるよう周知徹底を図っています。

(4) 全国高等学校総合文化祭の開催

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供して、創造活動を推進し相互の交流を深めるため、都道府県、公益社団法人全国高等学校文化連盟等との共催により、「全国高等学校総合文化祭」（令和元年度は7月27日から8月1日まで佐賀県で開催）、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」（元年度は8月24日、25日に開催）、「全国高校生伝統文化フェスティバル」（元年度は12月14日、15日に京都府で開催）をそれぞれ毎年開催しています（[図表2-9-5](#)）。



第43回全国高等学校総合文化祭総合開会式

図表 2-9-5 令和元年度開催部門一覧

規定部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学
協賛部門	特別支援学校、ボランティア、茶道、郷土研究
全国から約2万人の高校生が集い、規定19部門のほか、開催県が独自に行う協賛部門を加えて開催されます。	

2 子供たちの文化芸術活動の推進

(1) 伝統文化親子教室事業

文化庁は、次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得することができる機会を提供する取組を支援しています。令和元年度は3,583団体の活動を採択しました。

また、平成30年度から、子供たちの体験機会の拡充を図るため、地方公共団体による地域の伝統文化・生活文化等を体験する取組を支援しています。令和元年度は23事業を採択しました。

第6節 文化芸術による共生社会の実現

1 障害者等による文化芸術活動の推進

障害のある方々の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

また、国立美術館、国立博物館は、展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある方々に対する環境改善も進められています。

平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立・施行されたことを受け、同法に基づく基本計画を作成しました。この計画に基づき、上記をはじめとする障害者による文化芸術活動の推進に関する施策をより総合的かつ計画的に推進しているところです。

2 アイヌ文化の振興

アイヌ文化の振興は、従来「アイヌ文化振興法」に基づいて実施されてきましたが、令和元年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（以下、「アイヌ施策推進法」という。）が施行されたことに伴い、アイヌ文化振興法は廃止され、同法の内容はアイヌ施策推進法に引き継がれました。アイヌ施策推進法の規定に基づき業務を行う団体として公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定され、同財団の行うアイヌに関する研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、アイヌ文化活動の表彰や伝承者の育成事業等に対し、支援を行っています。

また、アイヌを主題とした初の国立博物館である「国立アイヌ民族博物館」の令和2年度の開館に向けた準備を行いました*2。

第7節 地域における文化の振興

1 多様な文化を生かした地域づくり

我が国には、全国各地に多様で豊かな文化が息づいており、地域ごとの特色ある文化を生かして、地域振興につながる取組を支援しています。

(1) 国民文化祭

国民文化祭は、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの施策と有機的に連

*2 参照：第2部第9章第11節①（4）5

携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典です。文化庁と都道府県等との共催により昭和61年度から毎年開催しており、令和元年度は開会式に天皇皇后両陛下が御臨席になり、元年9月15日から11月30日までの期間において新潟県で開催しました（図表2-9-6）。また、平成29年度から、厚生労働省等主催の全国障害者芸術・文化祭と同一の開催地及び期間にて一体的に開催しています。



第34回国民文化祭・にいがた2019開会式

図表 2-9-6 国民文化祭の主な内容

主催事業	文化庁、開催地都道府県、市町村、文化団体等の共催によるもの
【開会式・閉会式】	地域の文化活動の新たな文化の方向性を示す オープニングフェスティバルなど
【地域の魅力発信事業】	地域の文化活動や地域の魅力発信について様々な側面から テーマを設定して行うシンポジウムやイベントなど
【分野別フェスティバル】	民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、 美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県など から推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など
協賛事業	国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体 や文化関係団体・企業等の主催により開催される 各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、 講習会など

（2）文化芸術創造都市推進事業

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援するため、情報の収集・提供、会議・研修の実施等を通じて、国内ネットワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤づくりを進めています。

（3）文化芸術創造拠点形成事業

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とし、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業に対して支援を行っています（令和元年度採択実績：95件）。

（4）国際文化芸術発信拠点形成事業

東京2020大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成を支援しています（令和元年度採択実績：11件）。



リボンアート・フェスティバル2019

六本木アートナイト2019
©六本木アートナイト実行委員会

2 生活文化等の振興・普及

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能しているとともに、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでいます。また、正に我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、こうした生活文化等が持つ多様な価値と魅力を生かし発信するとともに、各分野に関する実態調査を行い、生活文化の振興等を図っています。

第8節 文化財の保存と継承

1 文化財保護制度の改革

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の貴重な財産です。しかし、過疎化や少子高齢化などを背景に文化財の継承の担い手が不足しており、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっています。

このような社会情勢を踏まえ、文化財をまちづくりなど他施策分野にも生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことができるよう「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が平成30年に公布され、31年4月に施行されました。

（1）地域における文化財の総合的・計画的な保存活用へ

過疎化等の進展により、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財や文化財と一体性を有する周辺環境など貴重な資源が失われつつあります。こうした地域に所在する文化財を総合的に把握し、その保存・活用に地域一体で取り組むことが必要であることから、国・都道府県・市町村間や他施策分野横断での連携強化のみならず、地域住民や民間団体等の主体的な参加や協力も得ながら、地域社会全体での計画的な取組を促進しているところです。

まず、都道府県が、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることとし、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応、小規模市町村への支援等を明示することとしています。これにより、都道府県が、市町

村の区域を越える広域的な連携や、域内の市町村に対する積極的な役割の発揮を期するものです。令和2年3月末時点で16府県において大綱が策定されました。

次に、市町村が、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できることとしており、令和2年3月末時点で9市町村の計画が認定されています（図表2-9-7）。

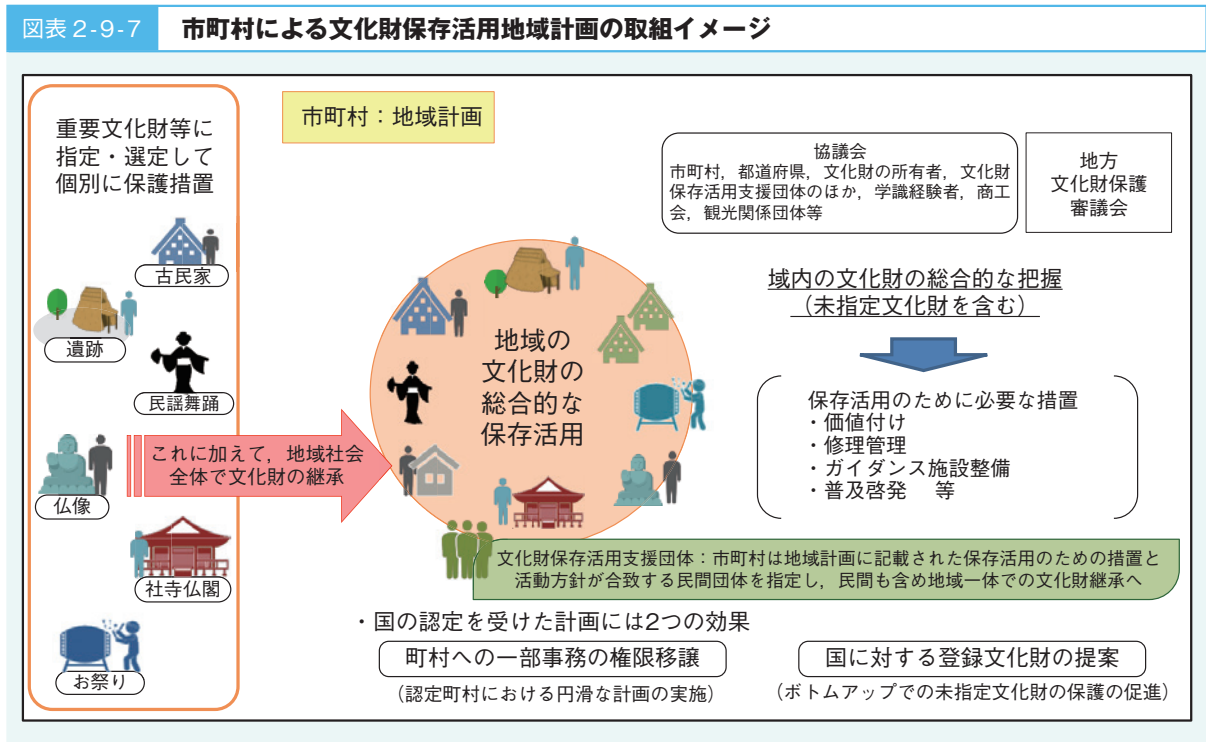
地域計画は、

- ①当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- ②当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- ③当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- ④計画期間、その他

を明示するもので、その作成に当たっては、市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財の保存活用を支援する民間団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体など市町村が必要と認める様々な関係者から成る協議会を組織することができます。

作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件である旨提案できることとなっており、地域で見いだされた未指定文化財の保護について、国と地域の連携を一層強化しています。

また、国指定等文化財の現状変更の許可（重大なものを除く。）など、文化庁長官の権限が地方公共団体に移譲されている一部の事務について、都道府県・市のみならず認定町村にも特例的に自ら事務を実施できることとしています。



(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

文化財の価値や保存・活用の在り方について可視化を図り、適切な取組を計画的実施を促進するため、国指定等文化財の所有者又は管理団体が、「保存活用計画」を作成し、国の認定を申請できるようになりました。これまでは、今後予定される修理や整備などの事業など、計画の実施に当たっては別途、現状変更等の許可などの諸手続を要することが想定されていたところ、法改正後は、保存活用計画の策定により、その計画で修理等の行為の内容や

具体的な部位が特定され、かつ適切な行為であること等が認められ文化庁長官の計画認定を受けた場合には、通常個別に要する許可を事後届出で良いとするなど手続が弾力化しました。

(3) 地方文化財行政の推進力強化

地方文化財行政の進展のためには、景観・まちづくり行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組が重要となります。

このため、各地方公共団体が文化財の保護に関する事務をより一層充実させるために効果的と考える場合には、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡などに留意しつつ、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を必ず置いた上で、条例により、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を担当できる特例を設けています（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正）。

また、地方公共団体における人材の充実を図るため、文化財の巡視や所有者等への助言等を行う「文化財保護指導委員」について、現在は都道府県に置くことができるとされていますが、これを改め、市町村にも置くことができるとし、日常的な管理の支援や防犯・防災対策等、地域に密接して専門的な人材が活動しやすい仕組みとしました。

2 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、将来の発展向上のためなくてはならないものです。また、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。このため、文化庁は、「文化財保護法」に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録し（[図表 2-9-8](#)、[図表 2-9-9](#)）、現状変更や輸出等について一定の制限を課する一方、有形の文化財については保存修理、防災、買上げ等を、また、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して補助を行うことによって文化財の保存を図っています。

また、地域の文化財を一体的に活用する取組として、文化財の公開施設の整備に対して補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図るなどの支援も行っています。

図表 2-9-8 文化財保護の体系



文化財指定等の件数

令和2年1月1日現在

【指 定】

1. 国宝・重要文化財

種 別 / 区 分		国 宝	重 要 文 化 財
美 術 工 芸 品	絵 画	162	2,031
	彫 刻	138	2,715
	工 芸 品	253	2,469
	書 跡・典 籍	228	1,916
	古 文 書	62	774
	考 古 資 料	47	647
	歴 史 資 料	3	220
計		893	10,772
建 造 物		(290棟) 227	(5,122棟) 2,509
合 計		1,120	13,281

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	62	史 跡	1,831
特 別 名 勝	36	名 勝	418
特 別 天 然 記 念 物	75	天 然 記 念 物	1,031
計	173 (163)	計	3,280 (3,165)

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。
史跡名勝天然記念物には重複指定があり、()内は実指定件数を示す。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保 持 団 体 等 認 定	
	指 定 件 数	保 持 者 数	指 定 件 数	保 持 団 体 等 数
芸 能	37	58 (58)	14	14
工 芸 技 術	39	58 (57)	16	16
合 計	76	116 (115)	30	30

(注) 保持者には重複認定があり、()内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

221 件

5. 重要無形民俗文化財

312 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

65 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

120 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保 持 者		保 存 団 体	
	件 数	人 数	件 数	団 体 数
75	47	53	37	39 (34)

(注) 保存団体には重複認定があり、()内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財 (建造物)

12,443 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

16 件

3. 登録有形民俗文化財

44 件

4. 登録記念物

112 件

(1) 有形文化財

建造物，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書その他の有形の文化的所産や考古資料，歴史資料で，我が国にとって歴史上，芸術上，学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。このうち，「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し，さらに，重要文化財のうち世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して重点的に保護しています。（[図表 2-9-10](#)，[図表 2-9-11](#)）また，近年の国土開発や生活様式の変化等によって，社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている近代等の有形文化財を登録という緩やかな手法で保護しています。

有形文化財は，木材等の植物性材料で作られているものが多く，その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。そのため，修理等に要する費用や，建造物については地震や火災などの被害から建造物を守るための工事や必要な設備の設置，危険木対策などの環境保全事業に対する補助を実施しています。

図表 2-9-10 令和元年度の国宝・重要文化財（建造物）の指定

○令和元年度の国宝（建造物）の指定

令和元年 9 月 30 日指定（1 件）

キョウカイチガッコウコウシヤ ナガノケンマシモト
旧 開智学校校舎 [長野県松本市]



旧開智学校校舎
提供 松本市教育委員会

○令和元年度の重要文化財（建造物）の指定

令和元年 9 月 30 日指定（6 件）

- キョウカシワクラケ ジュウタク
・旧 柏倉家住宅
- キョウヤマシケケベシ
・旧 山崎家別邸
- エイヘイジ
・永平寺
- ハヤカワケ ジュウタク
・早川家住宅
- シンシュウホンビョウヒガシホンガンジ
・真宗本願 東本願寺
- ネゴロジ
・根来寺

令和元年 12 月 27 日指定（6 件）

- シオハラケ ジュウタク
・塩原家住宅
- スイジエンゲンテン
・水準原点
- キョウマシケケンテイ
・旧 島津家本邸
- カ ナ ガワケンチョウシヤ
・神奈川県庁舎
- コンゴウジ
・金剛寺
- トクセンケ ジュウタク トクシマケン ミヨシ シニシ イ ヤマムラ
・徳善家住宅（徳島県三好市西祖谷山村）

○国宝（美術工芸品）

令和元年7月23日指定（計3件）

<絵画の部>

- ・キトラ古墳壁画

<彫刻の部>

- ・木造五智如来坐像
- ・木造薬師如来立像
- ・木造伝衆宝王菩薩立像
- ・木造伝獅子吼菩薩立像
- ・木造伝大自在王菩薩立像
- ・木造二天王立像

○重要文化財（美術工芸品）

令和元年7月23日指定（計41件）

<絵画の部>

- ・絹本着色春日鹿曼荼羅図
- ・絹本着色釈迦三尊像<狩野正信筆/>
- ・紙本金地著色唐獅子図<四曲屏風>
- ・絹本着色東大寺縁起
- ・絹本着色鯉魚跳龍門図<熊斐筆/>

<彫刻の部>

- ・木造弁才天坐像
- ・木造日蓮坐像<院興作/>
- ・木造獅子狛犬
- ・木造金剛力士立像（二王門安置）
- ・木造僧形八幡神及諸神坐像<頼円，実円作/>
- ・木造千手観音立像（本堂安置）
- ・木造地藏菩薩立像
- ・木造阿弥陀如来立像<快成作/>

<工芸品の部>

- ・漆塗菜桶
- ・銅置物「十二の鷹」<鈴木長吉作/>
- ・色絵十二ヵ月和歌花鳥図角皿 <尾形乾山作/>
- ・黄瀬戸福字鉢
- ・鉞子
- ・銅鑼

<書跡・典籍の部>

- ・続華嚴経略疏刊定記巻第五
- ・元版一切経
- ・紺表紙小双紙

<古文書の部>

- ・朝鮮国告身<万曆二十二年/>
- ・慶尚道觀察使兼巡察使洪履祥伝令并書状<万曆二十二年/>
- ・豊臣家文書（六十七通）
- ・和田家文書（百四通）
- ・鰐淵寺文書（四百九十四通）
- ・大宰府跡出土木簡
- ・琉球国時代石碑

<考古資料の部>

- ・兵庫県池田古墳出土品
- ・和歌山県阿須賀神社境内（蓬莱山）出土品
- ・鳥取県青谷上寺地遺跡出土品
- ・徳島県矢野遺跡出土品
- ・金錯銘大刀
- ・大分県府内大友氏遺跡出土品
- ・鹿児島県三角山遺跡出土品

<歴史資料の部>

- ・カラフトナヨロ惣乙名文書（ヤエンコロアイヌ文書）（十三通）
- ・蝦夷島奇観<秦檜庵筆/>
- ・彫金後藤家関係資料
- ・伊江御殿家関係資料
- ・交代寄合西高木家関係資料
- ・ホジ六〇一四号蒸気自動車<大正二年，汽車製造株式会社製>
- ・八重山蔵元絵師画稿類（宮良安宣旧蔵）



キトラ古墳壁画（朱雀）

(2) 無形文化財

演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は，人間の「わざ」そのものであり，具体的にはその「わざ」を体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し，同時に，これらの「わざ」を高度に体現・体得している者又は団体を「保持者」又は「保持団体」として認定しています（図表 2-9-12）。保持者の認定には，重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」（この保持者がいわゆる，「人間国宝」と，二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合は，その「わざ」を高度に体現している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」）があります。また，「保持団体認定」は，重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く，かつ，その「わざ」を保持する者が多数いる場合，これらの者が主な構成員となっている団体を認定するものです。

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し，「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに，重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体，地方公共団体等が行う伝承者養成事業，公開事業等を補助しています。また，我が国にとって歴史上，芸術上価値の高い重要無形文化財（工芸技術）を末永く継承し保護していくため，保持者の作品等の無形文化財資料を購入したり，その「わざ」を映像で記録して公開したりしています。

図表 2-9-12 令和元年度の重要無形文化財の指定・認定

令和元年10月25日指定・認定				
○芸能の部				
カブキ 歌舞伎音楽竹本	ヤナセ 柳瀬	シンゴ 信吾	(芸名)	タケモト アオイダユウ 竹本 葵太夫
ニンギョウジヨウ 人形浄瑠璃文楽	イタタ 生田	ヨウサン 陽三	(芸名)	トヨタケ サキダユウ 豊竹 咲太夫
カブキワキヤク 歌舞伎脇役	カタオカ 片岡	ヒロヒト 彦人	(芸名)	カタオカ ヒデタロウ 片岡 秀太郎
ナガウタ 長唄三味線	ムラタ 牟田	テルクニ 照國	(芸名)	キタヤ 勝国
ナガウタナリモノ 長唄鳴物	ナカガワ 中川	イサオ 勳	(芸名)	トウシヤ メイショウ 藤舎 名生
リュウキウ 琉球古典音楽	ナカムラ 中村	イチオ 一雄		
コウダン 講談	ワタナベ 渡邊	タカオ 孝夫	(芸名)	カンダ ショウリ 神田 松鯉

(3) 民俗文化財

衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能，民俗技術及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでいます。民俗文化財には有形のものと無形のものがあります。

有形，無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」，「重要無形民俗文化財」に指定し，保存しています（図表 2-9-13）。また，重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財のうち，保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録するとともに，重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に記録作成等を行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

民俗文化財は日常生活に基盤を置くものであり，近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。文化庁は，重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋等を保護するため，管理や修理，保存活用施設の整備等の事業を補助すると

もに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調等の事業に対しても補助を行っています。また、文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰退のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録保存を確実に進めています。

図表 2-9-13 令和元年度の重要有形民俗文化財等の指定

令和2年3月16日指定

○重要有形民俗文化財（3件）

- キョウダ タビセイゾウのダオヨ カンケイシヨウ
・行田の足袋製造用具及び関係資料
- シキ ケ コヤマアジツク
・志木の田子山富士塚
- タチヤマシユウヨウダ
・立山信仰用具

○重要無形民俗文化財（6件）

- オウミ コナン オド
・近江湖南のサンヤレ踊り
- オウミ マツ ナギナタフ
・近江のケンケト祭り長刀振り
- イナバ タジマ キリン シマイ
・因幡・但馬の麒麟獅子舞
- ハルタ マツバヤシ
・博多松囃子
- カンノウガク
・感応楽
- ヨロヅメ バシヨウフキイゾウモジツ
・与論島の芭蕉布製造技術



行田の足袋（製造用具と製品）



重要無形民俗文化財感応楽

（4）記念物

貝塚，古墳，都城跡，城跡，旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの，庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの，動物や植物，地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。記念物のうち重要なものを，遺跡は「史跡」に，名勝地は「名勝」に，動物，植物，地質鉱物は「天然記念物」に指定し，さらに，それらのうち特に重要なものについては，「特別史跡」，「特別名勝」，「特別天然記念物」に指定して保護しています（図表 2-9-14）。また，今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い，残存が困難な状況にある記念物については登録という緩やかな手法で保護しています。登録記念物については，「遺跡関係」，「名勝地関係」，「動物，植物及び地質鉱物関係」の三つの種別があります。

指定・登録された史跡等について，保存と活用を図るための計画策定や整備等を行う所有者，管理団体等に対する補助を充実するとともに，地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施しています。

図表 2-9-14 令和元年度の特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の指定及び登録記念物の登録

- 令和元年度の特別史跡の指定
令和2年3月10日指定（1件）
埼玉古墳群 [埼玉県行田市]
- 令和元年度の史跡の指定
令和元年10月16日指定（8件）
伊達氏梁川遺跡群 [福島県伊達氏]
岩櫃城跡 [群馬県吾妻郡東吾妻町]
下総佐倉油田牧跡 [千葉県香取市]
墨古沢遺跡 [千葉県印旛郡酒々井町]
本ノ木・田沢遺跡群 本ノ木遺跡 田沢遺跡 壬遺跡
[新潟県中魚沼郡津南町・十日町市]
水軒堤防 [和歌山県和歌山市]
若杉山辰砂採掘遺跡 [徳島県阿南市]
紫雲山遺跡 [香川県三豊市]
令和2年3月10日指定（15件）
小山崎遺跡 [山形県飽海郡遊佐町]
磯浜古墳群 [茨城県東茨城郡大洗町]
上野国多胡郡正倉跡 [群馬県高崎市]
神明貝塚 [埼玉県春日部市]
午王山遺跡 [埼玉県和光市]
光明山古墳 [静岡県浜松市]
永原御殿跡及び伊庭御殿跡 [滋賀県野洲市・東近江市]
安宅氏城館跡 [和歌山県西牟婁郡白浜町]
大元古墳 [島根県益田市]
讃岐国府跡 [香川県坂出市]
引田城跡 [香川県東かがわ市]
阿恵官衙遺跡 [福岡県糟屋郡粕屋町]
杵築城跡 [大分県杵築市]
鹿児島島津家墓所
[鹿児島県鹿児島市・指宿市・垂水市・姶良市・薩摩郡さつま町]
白保竿根田原洞穴遺跡 [沖縄県石垣市]
令和2年3月24日指定（1件）
阿多貝塚 [鹿児島県南さつま市]
- 令和元年度の名勝の指定
令和元年10月16日指定（2件）
西山氏庭園（青龍庭）[大阪府豊中市]
満濃池 [香川県仲多度郡まんのう町]
令和2年3月10日指定（4件）
成田氏庭園 [青森県弘前市]
對馬氏庭園 [青森県弘前市]
須藤氏庭園（青松園）[青森県弘前市]
哲学堂公園 [東京都中野区]
- 令和元年度の天然記念物及び名勝の指定
令和元年10月16日指定（1件）
青野山 [島根県鹿足郡津和野町]
- 令和元年度の登録記念物の登録
令和元年10月16日登録（3件）
名勝地関係
旧林氏庭園 [愛知県一宮市]
八束氏庭園 [愛媛県松山市]
平田氏庭園 [大分県中津市]
令和2年3月10日登録（5件）
遺跡関係
二ヶ領用水 [神奈川県川崎市]
名勝地関係
染谷氏庭園 [千葉県柏市]
魚津浦の蟹気楼（御旅屋跡）[富山県魚津市]
長峯氏庭園（旧河原氏庭園）[長野県長野市]
横山氏庭園 [三重県三重郡菟野町]



埼玉古墳群全体

(5) 重要文化的景観

山間に広がる棚田，野焼きにより維持される牧野，海辺の集落に廻らされる防風林等，地域における人々の生活又は生業と当該地域の風土により形成された景観地で，国民の生活や生業を理解するために欠くことのできないものを「文化的景観」と呼んでいます。都道府県又は市町村が定めた文化的景観のうち，その申出に基づき，特に重要なものを文部科学大臣は「重要文化的景観」に選定します。申出にあたり，地方公共団体は，当該文化的景観が景観法に規定される景観計画区域又は景観地区に含まれていること，自然・緑地・農地等を保全する法律に基づく条例で保存の措置が講じられていること，文化的景観保存活用計画が策定されていること等の要件を満たす必要があります（図表 2-9-15）。

文化庁では，地方公共団体が行う文化的景観の保存調査や保存活用計画の策定，重要文化的景観の整備，勉強会やワークショップ等の普及啓発事業等に補助を行っています。

図表 2-9-15 令和元年度の重要文化的景観の選定

令和元年10月16日選定（1件）

今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観 [沖縄県国頭郡今帰仁村]

今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観
提供 今帰仁村教育委員会

（6）重要伝統的建造物群保存地区

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農山村集落などがこれに当たります。伝統的建造物群を有する市町村は、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現状変更の規制等を行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。文化庁は、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定しています（図表 2-9-16）。

「伝統的建造物群」を持つ市町村が行う伝統的建造物群の保存状況等の調査や、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物等の修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための調査、防災のための施設・設備の設置、建造物や土地の公有化等の事業を補助しています。

図表 2-9-16 令和元年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定

令和元年12月23日選定（2件）

シタツノ デントウテキケンゾウブツガン ホゾン チク
 たつの市龍野伝統的建造物群保存地区 [兵庫県たつの市]

ミナミ シカセ ダフモトデントウテキケンゾウブツガン ホゾン チク
 南さつま市加世田 麓 伝統的建造物群保存地区 [鹿児島県南さつま市]
たつの市龍野伝統的建造物群保存地区
提供 たつの市

（7）文化財保存技術

我が国固有の文化によって生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を確実に後世へ伝えていくために欠くことのできない文化財の修理技術・技能やこれらに用いられる材料・道具の製作技術等を「文化財の保存技術」と呼んでいます。文化財の保存技術のうち保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」に選定するとともに、その技術を正しく体得している者を「保持者」として、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」

として、それぞれ認定し、保護を図っています。

(8) 文化財を確実に次世代に継承するための取組の充実

無形文化財の伝承や有形文化財の保存修理等のために必要となる伝統的な用具・原材料の入手が困難となってきた状況を受けて、その安定的な確保を目指し、関連技術の内容や生産現場の実状を正確に把握するための実態調査を行っています。

ふるさと文化財の森システム推進事業を実施して、建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者を育成するほか、資材の重要性や保存修理の考え方や方法についての理解を深めるため、修理用資材の確保や当該資材に関する技能者の育成等に関する普及啓発活動、保存修理の現場公開及び展示等を行っています。

美術工芸品を災害や盗難等の被害から守るため、手引の作成や研修会の開催など、防災・防犯意識の向上や有効な対策への理解を促進するための取組を実施しています。さらに、海外流出や散逸等のおそれがある国宝・重要文化財等についても、国で買い取って保存しています。あわせて、海外流出を防ぐために、古美術品を海外に輸出する際には、当該古美術品が国宝・重要文化財に指定されておらず重要美術品に認定されていないことを証明する「古美術品輸出鑑査証明」を発行しています。（令和元年度3,894件）また、美術工芸品の活用を図るため、文化財保存施設の整備の推進や、国宝・重要文化財が出品される展覧会への支援とともに、国所有の国宝・重要文化財を文化庁主催展覧会に出品したり、博物館等に貸与したりしています。

国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状を把握するため、平成30年度末にフォローアップを行いました。フォローアップ調査時点の全指定件数1万524件のうち、所在不明の文化財は147件、追加確認の必要がある文化財は51件でした。現在、所在不明及び追加確認の必要がある文化財の所在確認を進めるとともに、31年2月より盗難文化財を含む所在不明文化財に関する情報を文化庁HP上で公開しています。

3 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」（土地に埋蔵されている文化財）は、その土地に生きた人々の営みを示す遺産であり、土地に刻まれた地域の歴史と文化そのものです。

埋蔵文化財を保護するために、「埋蔵文化財包蔵地」（全国に約46万8,000件）として周知された土地で開発事業等を行う場合、事前にその遺跡の内容を確認するための試掘・確認調査等を行います。そして、遺跡を現状保存するために調整を行いますが、やむを得ず現状保存できない場合は、遺跡の記録を作成してそれを保存するための発掘調査が必要になります（記録保存調査）。また、地域にとって重要な遺跡を積極的に現状保存するために、発掘調査を行う場合もあります（保存目的調査等）。

現在、毎年約9,000件の発掘調査が全国で行われ、多くの成果が得られています。文化庁では、その成果をより多くの国民に、できるだけ早く、分かりやすく伝えるために、毎年「発掘された日本列島」展を開催しています。第25回目となる令和元年度の展覧会は、東京都江戸東京博物館、花巻市博物館、三内丸山遺跡センター、名古屋市博物館、市民ミュージアム大野城心のふるさと館を巡回しました。

また、水中に所在する埋蔵文化財（水中遺跡）の保護体制の整備充実を図るため、地方公共団体が水中遺跡の保存活用を円滑に推進するためのてびきの作成を進めています。

「大規模震災における古墳の石室及び横穴墓等の被災状況調査の方法に関する調査研究事

業」として、平成28年熊本地震で大きな被害を受けた史跡井寺古墳を始めとする熊本県内の古墳について、詳細な被災状況調査を実施しました。



立像土偶
(白神山地東麗縄文遺跡群(川原平(1)遺跡)出土)



家形埴輪, 冢形埴輪, 棚形埴輪
(金蔵山古墳出土)

4 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存修理・活用等が行われています。

修理が完了したキトラ古墳壁画は、令和元年7月国宝に指定されました。特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画保存管理施設(キトラ古墳壁画体験館「四神の館」内)で、期間を定めて国宝キトラ古墳壁画の一般公開を行いました。4回の公開期間中(112日間)、合計3万1,375人の来館がありました。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において保存修理作業等を実施しています。また、キトラ古墳壁画の公開に合わせ、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設においても4回の修理作業室の公開を行い、28日間で計6,662人の参加がありました。

5 世界文化遺産と無形文化遺産

(1) 世界文化遺産

世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から保護することを目的として、1972(昭和47)年に国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)総会で採択され、我が国は1992(平成4)年に条約を締結しました。2020(令和2)年3月末現在の締約国数は193か国になっています。

毎年1回開催される世界遺産委員会では、締約国からの推薦や諮問機関の評価等に基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産が世界遺産一覧表に記載されます。2020(令和2)年3月末現在で1,121件の遺産(文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件)が記載されています。

2019(令和元)年7月、我が国が推薦を行っていた「百舌鳥(もず)・古市(ふるいち)古墳群 -古代日本の墳墓群-」が、世界遺産委員会での審議を経て、我が国で23番目の世界遺産として認められました(図表2-9-17)。

現在、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を世界文化遺産として推薦しており、2021(令和

3) 年夏に開催される世界遺産委員会で登録の可否が決定される予定です。

図表 2-9-17 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年	区分
①	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
②	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
③	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
④	白神山地	青森県・秋田県	平成5年	自然
⑤	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府・滋賀県	平成6年	文化
⑥	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
⑦	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
⑧	厳島神社	広島県	平成8年	文化
⑨	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
⑩	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
⑪	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
⑫	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
⑬	知床	北海道	平成17年	自然
⑭	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
⑮	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
⑯	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成23年	文化
⑰	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	平成25年	文化
⑱	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
⑲	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
⑳	国立西洋美術館（ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—）	東京都（他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド）	平成28年	文化
㉑	「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」	福岡県	平成29年	文化
㉒	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	平成30年	文化
㉓	百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—	大阪府	令和元年	文化

（2）無形文化遺産の保護に関する取組

世界各地において、生活様式の変化など社会の変容に伴って、多くの無形文化遺産が衰退や消滅の危機にさらされる中、2003（平成15）年のユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、2006（平成18）年4月20日に発効しました。我が国は、2004（平成16）年に3番目の締約国となりました。2020（令和2）年2月末現在、この条約には178か国が加盟しています。この条約では、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」の作成、無形文化遺産の保護のための国際的な協力及び援助体制の確立、締約国が取るべき必要な措置等について規定されています。

2018（平成30）年11月、「来訪神：仮面・仮装の神々」が無形文化遺産代表一覧表に記載されました。現在、我が国からの代表一覧表記載件数は21となっています（図表 2-9-18）。

2018（平成30）年度は、2017（平成29）年度に提案したものの審査が延期となっていた「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」をユネスコへ再提案しており、2020（令和2）年11月30日～12月5日にジャマイカで開催される政府間委員会で代表一覧表への記載可否が審議される予定です。

2019（令和元）年度は、「風流踊」を提案することが文化審議会及び無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において決定され、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）に提案書を

提出しています。

図表 2-9-18 代表一覧表に記載されている我が国の無形文化遺産

名 称	記載年	名 称	記載年
ノウガク 能楽	平成20年記載	アイヌ古式舞踊 アイヌ古式舞踊	平成21年記載
ニンギョウジョウルリブンラク 人形浄瑠璃文楽	平成20年記載	クミドリ 組踊	平成22年記載
カブキ 歌舞伎	平成20年記載	ユウキツムギ 結城紬	平成22年記載
ガガク 雅楽	平成21年記載	ミヅハナタケ 水生の花田植	平成23年記載
オジヤチヂミエチゴジョウフ 小千谷縮・越後上布	平成21年記載	サダシンノウ 佐陀神能	平成23年記載
オウノト 奥能登のあえのこと	平成21年記載	ナチデンガク 那智の田楽	平成24年記載
ハヤチネカクラ 早池峰神楽	平成21年記載	ワシヨクニケンジン 和食：日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
アキウタウエオドリ 秋保の田植踊	平成21年記載	ワシニホンテスキワシギジュツ 和紙：日本の手漉和紙技術	平成26年記載
チャッキラコ	平成21年記載	ヤマホコヤタイキョウジ 山・鉾・屋台行事	平成28年記載
ダイニチドウバガク 大日堂舞楽	平成21年記載	ライホウシンカメンカソウカミガミ 来訪神：仮面・仮装の神々	平成30年記載
ダイモクダテ 題目立	平成21年記載		

6 文化財の防火対策

火災により、平成31年4月15日（現地時間）にノートルダム大聖堂、令和元年10月31日に首里城正殿等が焼損したことに多くの方が心を痛めました。

これらの火災を受け、令和元年、国宝・重要文化財の管理状況等の現状を把握するため、調査を実施しました。この調査の結果、国宝・重要文化財における消火設備の老朽化による機能低下の恐れ等が明らかになりました。このような結果を踏まえ、文化財の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう国宝・重要文化財（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成しました。加えて、世界遺産や国宝を対象とした総合的・計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（元年12月23日大臣決定）を策定しました。今後は同計画に基づき文化財の防火対策を進めていくこととしています。

第9節

文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

1 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

（1）文化財活用・理解促進戦略プログラム2020

「明日の日本を支える観光ビジョン」等を踏まえ、文化庁において策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を推進しています。これらの方針に基づき、引き続き、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備するほか、文化財の一体的・面的活用や外国人の方にも分かりやすい解説の整備、文化資源の質の向上などに

取り組むことにより、より一層の文化財の活用を図っています。

(2) 文化資源の磨き上げについて

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されているところです。地域固有の文化資源である文化財についても、国内外問わず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発信するため、国際観光旅客税を活用し、文化財に新たな付加価値を付与してより魅力的なものとなるよう磨き上げる取組を支援しています。

具体的には、「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充や、文化財をより魅力的に活用していくための取組「Living History（生きた歴史体感プログラム）」等を支援しています。また、日本が誇る先端技術を活用し、主要な空港等において、日本文化の効果的な発信を行うことや、文化財について先進的・高次元な多言語解説を整備することに対して支援を行っています。

2 日本遺産の魅力発信

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定する仕組みを平成27年度に創設し、令和2年までに100件程度の日本遺産を認定することとしています。

令和元年度は、日本遺産審査委員会の審査を経て16件を認定しました（[図表2-9-19](#)）。2年3月末現在までに認定された日本遺産は計83件となり、認定地域に対しては、1. コンテンツ制作やガイド育成等の情報発信・人材育成、2. ストーリーの普及啓発、3. 調査研究、4. 説明板の設置等の公開活用のための整備に対して必要な財政支援を行い、地域活性化を図っています。

令和元年10月には、高知県高知市で各認定地域が一堂に会した「日本遺産サミット」を開催し、ブース出展などにより地域の魅力発信を行うとともに、同時期に大阪で開催された「ツーリズム EXPO ジャパン」において、日本遺産をPRするための文化庁ブースを出展しました。日本遺産の認知度の向上等を図るため、2月13日を日本遺産の日と定め、東京都千代田区で、記念シンポジウムの開催やブースの出展を実施しました。加えて、各認定地域の課題に応じた助言等を行う日本遺産プロデューサーの派遣による個々の地域に応じた支援を行うなど、日本遺産全体のブランド力向上に取り組んでいるところです。

一方、各認定地域の取組状況には差も見られ、状況に応じてメリハリを付けた事業を促進していく必要があります。そのため、外部有識者からなる「日本遺産フォローアップ委員会」により各認定地域の取組の確認を実施しています。これにより、認定地域が自らの課題を認識するとともに、事業の見直しを行うことで、より一層の日本遺産を活用した地域活性化を促します。

今後とも、これらの取組を通じて、日本遺産を活用した地域の活性化や、日本文化の国内外への戦略的な発信に積極的に取り組んでいきます。

図表 2-9-19 令和元年度「日本遺産 (Japan Heritage)」認定一覧

道県名	申請者 (◎印は代表自治体)	ストーリーのタイトル
北海道	◎赤平市, 小樽市, 室蘭市, 夕張市, 岩見沢市, 美幌市, 芦別市, 三笠市, 栗山町, 月形町, 沼田町, 安平町	本邦国策を北海道に観よ! ~北の産業革命「炭鉄港」~
宮城県, 岩手県	宮城県 (気仙沼市, 南三陸町, ◎涌谷町), 岩手県 (平泉町, 陸前高田市)	みちのく GOLD 浪漫 - 黄金の国ジバング, 産金はじまりの地をたどる-
群馬県	館林市	里沼 (SATO - NUMA) - 「祈り」「実り」「守り」の沼が磨き上げた館林の沼辺文化-
福井県	◎福井県 (福井市, 勝山市)	400年の歴史の扉を開ける旅 ~石から読み解く中世・近世のまちづくり 越前・福井~
愛知県	名古屋市	江戸時代の情緒に触れる絞りの産地 ~藍染が風にゆれる町 有松~
三重県	◎鳥羽市, 志摩市	海女 (Ama) に出逢えるまち 鳥羽・志摩 ~素潜り漁に生きる女性たち
滋賀県, 岐阜県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県	滋賀県 (◎大津市, 長浜市, 近江八幡市), 岐阜県 (揖斐川町), 京都府 (宇治市, 京都市, 亀岡市, 宮津市, 舞鶴市), 大阪府 (和泉市, 藤井寺市, 茨木市, 箕面市), 兵庫県 (宝塚市, 加東市, 加西市, 姫路市), 奈良県 (高取町, 明日香村, 桜井市, 奈良市), 和歌山県 (那智勝浦町, 和歌山市, 紀の川市)	1300年つづく日本の終活の旅 ~西国三十三所観音巡礼~
大阪府	泉佐野市	旅引付と二枚の絵図が伝えるまち -中世日根荘の風景-
大阪府	河内長野市	中世に出逢えるまち ~千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫~
兵庫県	赤穂市	「日本第一」の塩を産したまち 播州赤穂
鳥取県, 兵庫県	鳥取県 (◎鳥取市, 岩美町, 若桜町, 智頭町, 八頭町), 兵庫県 (香美町, 新温泉町)	日本海の風が生んだ絶景と秘境 -幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」
島根県	◎浜田市, 益田市, 大田市, 江津市, 川本町, 美郷町, 邑南町, 津和野町, 吉賀町	神々や鬼たちが躍動する神話の世界 ~石見地域で伝承される神楽~
岡山県, 香川県	岡山県 (◎笠岡市), 香川県 (丸亀市, 土庄町, 小豆島町)	知ってる!? 悠久の時間が流れる石の島 ~海を越え, 日本の礎を築いた せとうち備讃諸島~
徳島県	徳島市, 吉野川市, 阿波市, 美馬市, 石井町, 北島町, ◎藍住町, 板野町, 上板町	藍のふるさと 阿波 ~日本中を染め上げた至高の青を訪ねて~
鹿児島県	◎鹿児島県 (鹿児島市, 出水市, 垂水市, 薩摩川内市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 南九州市, 姪良市)	薩摩の武士が生きた町 ~武家屋敷群「麓」を歩く~
沖縄県	◎沖縄県 (那覇市, 浦添市)	琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」, そして「芸能」

3 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について

城跡をはじめとした史跡等における復元建物は、当該史跡等の価値の理解の促進に大変有効なものです。平成29年に文化審議会から答申された「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」においても、適切に整備された復元建物は、史跡等の積極的な活用にあ資することから、復元建物の在り方について積極的に調査検討することが必要と指摘されてきました。このため、30年から「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するWG」を開催して天守等の復元の在り方について議論を行い、令和元年8月に同WGにおいて「天守等復元の在り方について」が取りまとめられました。この内容を踏まえ、2年4月17日に文化審議会文化財分科会において「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」が決定されました。

新たに決定された基準では、史資料に基づき忠実に再現する「復元」に加え、「復元的整備」に関する定義及び基準が新たに定められました。これにより、意匠など往時の姿が一部不明確であっても、基準で定められた手順や留意事項を踏まえることで、「復元的整備」として史跡等の価値の理解を促進していくことが可能になりました。

第10節

文化芸術によるイノベーションの創出，国家ブランドの構築

1 文化経済戦略の推進

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略は、1. 未来を志向した文化財の着実な継承と更なる発展、2. 文化への投資が持続的になされる仕組みづくり、3. 文化経済活動を通じた地域の活性化、4. 双方向の国際展開を通じた日本のブランド価値の最大化、5. 文化経済活動を通じた社会包摂・多文化共生社会の実現、6. 2020年を契機とした次世代に誇れる文化レガシー創出を基本となる考え方や重視すべき観点等を6つの視点として整理しました。さらに、この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。

また、近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（チケット不正転売禁止法）」が平成30年12月に成立し、令和元年6月14日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進しています。

2 企業等による芸術文化活動への支援

我が国のアート市場は世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっていることから、我が国のアート市場の活性化とその持続的発展を可能とするよう、産業界等とともに、必要なシステム形成の方策について検討を進めています。公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、同協議会が主催する「メセナアワード」の一環として、「文化庁長官賞」を設け、企業や企業財団による優れたメセナ（芸術・文化振興による社会創造）活動の顕彰を行っています。

3 国際文化交流の総合的な推進と国際協力への取組

(1) 東アジア諸国や周年事業が設定された国々との交流

1. 東アジア文化都市

「東アジア文化都市」は、日中韓3か国から毎年1都市ずつを選定し、3都市が連携して年間を通じて様々な文化交流事業を実施するものです。平成26年から開始され、令和元年には、日本は豊島区、中国は西安市、韓国は仁川広域市が選定され、多彩な文化芸術イベントが実施されました。

2. 周年事業における大型文化事業の実施

外交関係樹立100周年など国交の節目の年をとらえて、友好と相互理解を深めることを目的とした交流事業を実施しています。令和元年は「日メコン交流10周年」に合わせたミャンマーとの映画分野での交流事業を推進したほか、メコン各国の文化遺産の最新情報に関するシンポジウムを実施しました。また、「ASEAN文化年2019」の事業としてASEAN10か国と日本の共同舞台公演の実施、さらには「日ペルー交流年（ペルー日本人移住120周年）」の事業として、60年以上にわたる日ペルー考古学調査協力を紹介し、今後を展望するシン

ポジウムや特別展を両国で開催しました。

(2) 文化関係の国際的な会議への参加

1. 日中韓文化大臣会合

日中韓文化大臣会合は、文化交流・協力の強化に向けた方策について、日中韓3か国の文化担当大臣が意見交換を行うものです。令和元年8月に韓国仁川広域市で開催された第11回会合では、「仁川宣言」を採択しました。

同会合では、令和2年の「東アジア文化都市」として、日本の北九州市、中国の揚州市、韓国の順天市を正式決定したほか、東アジア文化都市間の青少年交流等の推進、東京2020大会における日中韓共同文化プログラムの実施等が確認されました。

2. ASEAN+3文化大臣会合

ASEAN+3文化大臣会合は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の10か国と対話国（日中韓3か国）の文化担当大臣が、文化分野における協力について意見交換を行うものです。平成30年10月には、インドネシアで第8回「ASEAN+3文化大臣会合」及び第3回「日ASEAN文化大臣会合」が同時開催されました。ASEAN+3文化大臣会合では、文化交流、創造文化産業、文化遺産管理、人材開発といった分野において、ASEANと対話国との間で文化協力を進めていくことを示した「ASEAN+3文化芸術協力に関する作業計画2019-2021」を採択し、また、「東アジア文化都市」と「ASEAN文化都市」との間に都市間交流を進めていくことで一致しました。

(3) 芸術家・文化人の交流

「日本の心を世界に伝える」をテーマに、日本の第一線で活躍する芸術家や文化人の方々を「文化交流使」に指名しています。文化交流使は世界各国に一定期間滞在し、日本文化を海外の人に知っていただくための芸術・文化活動を行います。令和元年度は尺八、和菓子、和食、歌舞伎、折り紙、盆栽といった分野で活躍中の芸術家・文化人6人が指名され、活動を行いました。平成26年度から中国及び韓国に派遣している「東アジア文化交流使」について、令和元年度には作曲家とデザイナーの2人が指名されました。

また、国内外の芸術家を招へいし、地域で芸術活動を行うアーティスト・イン・レジデンス（AIR（エアー））への支援により、地域における国際文化交流を推進しています。令和元年度は、19団体に対して支援を行いました。

さらに、外国の文化人、芸術家や文化財専門家などを招へいし、我が国関係者との意見交換などを実施しています。令和元年度は、アメリカ、中国、オランダの3か国から3人の専門家を招へいしました。

(4) 芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。文化庁は、芸術文化の国際交流を推進するため、芸術団体が海外公演を行ったり、有名な国際芸術祭に参加したり、海外映画祭等に出品したりする取組を支援しています。

また、平成30年6月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成30年法律第48号）」が成立し、これに基づき31年3月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」が閣議決定されたことを踏まえ、日本にて行われ、世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。

(5) 文化財に関する国際交流・協力の推進

1. 文化遺産の保護における国際協力

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」を踏まえ、文化遺産国際協力コンソーシアムの下で、文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体等が一体となって連携協力し、文化遺産の保護における国際協力を効果的かつ効率的に推進しています。具体的には、国内の各研究機関等とネットワークを構築して、文化遺産国際協力に関する調査研究や普及啓発などを行っています。

2. 国際社会からの要請等に基づく国際支援

文化遺産の保護における国際貢献事業として、文化遺産国際協力コンソーシアムなどの場を通じ、関係機関とも協力しながら、文化遺産の保護における国際貢献事業として、「緊急的文化遺産国際貢献事業」、「文化遺産国際協力拠点交流事業」を実施しています。

「緊急的文化遺産国際貢献事業」では、平成16年度から、紛争や自然災害によって被災した文化遺産について、関係国や機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣や相手国の専門家の招へいを行うなど緊急対応の専門家交流事業を実施しています。令和元年度は、アフガニスタンやイラク、ウズベキスタン等の中央アジア諸国を対象に事業を実施しました。また、「文化遺産国際協力拠点交流事業」では、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流や協力を行う拠点交流事業を実施し、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。令和元年度からは、新規事業としてカザフスタンにおける考古遺物の調査・記録・保存支援やブータン王国における歴史的建造物の保存活用支援に関する拠点交流事業を実施しました。

3. 二国間取り決め等による国際交流・協力

(ア) 二国間交流・協力

文化遺産の保護においては、様々な国と二国間交流・協力を実施しています。特に、文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアとは日伊文化遺産国際協力に関する覚書を締結して、積極的な交流を行っています。平成29年度からは自然災害による文化財建造物の危機評価に関する協力等の共同プロジェクトが進行しています。

(イ) 文化財保存修復研究国際センター（ICCRUM）との連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCRUM：イクロム）に加盟し、分担金の拠出や調査官の派遣など国際的な研究事業等への協力を行っています。

4. 文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護するため、平成14年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この法律は、外国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者は、民法で認められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が10年間に延長されています。

また、「シリアにおいて不法に取得された文化財の輸入における取扱いについて」（平成27年10月5日付け文化庁文化財部長通知）により、イラクに加え、シリアにおいて不法に取得された文化財についても輸入規制の対象となっています。

さらに、武力紛争時における文化財を保護するため、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」と「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」等に基づいて、武力紛争時に他国に占領された地域（被占領地域）から流出した文化財の輸入が規制されています。また、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為や、文化財を軍事目的に利用する行為等が罰則の対象となっています。

1 博物館の振興

博物館は、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及等の本来の役割や機能に加え、観光・まちづくり・教育等の関連分野との有機的な連携を図りつつ、地域の文化振興の拠点となることが期待されています。

こうした背景を踏まえ、平成30年10月の文化庁の組織再編時に、博物館に関する事務を文部科学省から文化庁へ移管しました。令和元年9月には、ICOM（国際博物館会議）京都大会2019が、我が国において初めて開催され、大会史上最高となる4,590人が120の国・地域から1週間にわたって参加しました。そこでは「文化をつなぐミュージアム－伝統を未来へ－」をテーマに、博物館の定義をはじめ多くのセッションが活発に行われました。その際、あわせて関西を中心に能楽や日本舞踊等の文化発信行事が開催されたほか、和歌山県立博物館と工業高校の連携の様子など世界各地の博物館関係者に日本文化を実感してもらう絶好の機会となりました。文化庁は博物館全体を所管する立場から、こうした国際的な議論も反映しながら博物館のさらなる振興を図るべく、元年11月、文化審議会博物館部会を新設しました。今後も博物館に関する継続的かつ総合的な議論を進めます。

（1）博物館への支援

地域の教育力の向上や、博物館職員の資質向上を目的として、学芸員の資格認定試験や、博物館長及び学芸員等を対象とした専門的な研修等を実施しています。

また、博物館が地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極的に活用され、国内外の文化芸術の発信拠点としての機能が充実するよう、複数の博物館により構成される博物館コンソーシアムによる共同展示や共同研修、多言語による情報発信等の取組を推進する「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」（令和元年度採択実績5件）や、美術館・博物館を中核とした、関係機関との連携による文化クラスター（文化集積地）創出に向けた地域文化資源の一体的整備に関する取組を支援する「博物館を中核とした文化クラスター形成事業」（元年度採択実績83件）等、様々な支援を行っています。

さらに、国立美術館・博物館は、多くの方に来訪していただけるよう、平成28年9月から開館時間を延長して週2回の夜間開館（原則、金・土曜日は20時まで、東京国立博物館は金・土曜日21時まで）や、夜間開館と連動した、コンサート・野外シネマなどの参加・体験型各種イベントを実施しています。

（2）美術品補償制度の導入等

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づいて、展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合にその損害を政府が補償する「美術品補償制度」が設けられています。この制度の創設以来、令和2年3月末現在で41件（元年度実績4件）の展覧会が美術品補償制度の対象になっています。美術品補償制度によって、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で優れた展覧会が安定的・継続的に開催されることが期待されています。

また、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」によって、従来は強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となっています。

(3) 登録美術品制度

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進する「登録美術品制度」が設けられています。この制度は、優れた美術品について、個人や企業等の所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録するものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館で5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置^{*3}が設けられています。

(4) 国立施設の取組

1. 国立美術館

国立の美術館として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館が設置されています。各国立美術館は、それぞれの特色を生かしつつ、6館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員の資質向上のための研修、公私立美術館に対する助言、地方における巡回展などを行っています^{*4}。

各国立美術館は、定期的に企画展を開催しており、令和元年度は、「高畑勲展－日本のアニメーションに遺したもの」(東京国立近代美術館)、「円山応挙から近代京都画壇へ」(京都国立近代美術館)、「国立西洋美術館開館60周年記念 松方コレクション展」(国立西洋美術館)、「日本・オーストリア外交樹立150周年記念 ウィーン・モダン クリムト、シーレ 世紀末への道」(国立国際美術館)、「カルティエ、時の結晶」(国立新美術館)などを開催しました。国立映画アーカイブは、「映画監督 深作欣二」の上映などを行いました。

2. 国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています^{*5}。同機構は、所蔵する国宝・重要文化財を含む約13万件(平成30年度末現在)の文化財を活用し、平常展、企画展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。令和元年度には、御即位記念特別展「正倉院の世界－皇室がまもり伝えた美－」(東京国立博物館)、特別展「流転100年 佐竹本三十六歌仙絵と王朝の美」(京都国立博物館)、「御即位記念 第71回正倉院展」(奈良国立博物館)、特別展「室町将軍－戦乱と美の足利十五代－」(九州国立博物館)などの特別展を開催しました。

東京文化財研究所は、日本・東洋の美術・芸能等の文化財に関する調査研究や文化財の保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行っています。また、海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力、ミャンマー等アジア諸国を中心とした文化財保存修復協力、ネパールにおける復興支援など、国際交流も進めています。

奈良文化財研究所は、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査などを進めています。全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や文化財担

^{*3} 相続税の物納の特例措置：相続税の物納が認められる優先順位を国債や不動産などと同じ第一位とするもの。物納された美術品は、それまで公開契約を結んでいた美術館に無償で貸与され、引き続き美術館での保管・公開が可能となる。

^{*4} 参照：<http://www.artmuseums.go.jp/>

^{*5} 参照：<https://www.nich.go.jp/>

当の専門職員などに対する研修も行っています。

アジア太平洋無形文化遺産研究センターは、日本政府とユネスコの協定に基づき設置され、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に関する調査研究を強化する拠点の一つとして様々な活動を行っています。

さらに、国立文化財機構は東日本大震災における被災文化財等救援事業を担当した経験を踏まえ、平成26年度から文化庁の補助金による文化財防災ネットワーク推進事業を実施しています。今後起こり得る大規模災害から地域の歴史や文化を伝える貴重な文化遺産を守るため、地方公共団体・各種関係団体とのネットワーク構築等を進めています。

平成30年7月に設置された文化財活用センターでは、文化財の「保存」と「活用」の両立に留意しながらVR（バーチャル・リアリティ）などの先端技術を用いたコンテンツ開発、収蔵品の貸与促進などの事業を推進しています。また、東京国立博物館は、日本の文化を世界へ発信する中心的な役割を担うために、インバウンドを含めた来館者の満足度向上を目指し、多言語対応の充実や快適な鑑賞環境の整備等を含んだ「トーハク新時代プラン」を公表して、新たなサービスに取り組んでいます。京都・奈良・九州国立博物館においても、アクションプランに基づき、各地域の拠点としての国立文化施設の機能強化に向けて取り組んでいます。

3. 国立科学博物館

国立科学博物館は、国立で唯一の総合科学博物館であり、自然史、科学技術史に関する調査研究、標本資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本資料を活かして展示や学習支援活動を実施しています*6。

令和元年度は、展示活動については、展示を活用した学習支援活動に体系的に取り組み活性化を図るとともに、今後の常設展示の将来構想と地球館Ⅱ期の改修に関する基本計画を基に、引き続き改修の準備を進めました。また、入館者の要望に応え資料解説を改善及び追加するなどにより、展示の魅力を一層感じられる観覧環境を整えました。

さらに、「大哺乳類展2」、「恐竜博2019」、「ミイラ」等の特別展のほか、企画展として、国立民族学博物館と共同で企画した「ビーズ」、写真という芸術を入口に、科学の世界へと誘う展示を試みた「風景の科学展」等を開催しました。

学習支援活動については、未就学児から成人まで幅広い世代に自然や科学の面白さを伝え共に考える機会を提供するため、展示を活用したコミュニケーション活動や利用者の特性に応じた講座・観察会等を実施するとともに、全国34か所での博物館・教育委員会と協働した「教員のための博物館の日」の実施、自然科学系博物館等に勤務する中堅学芸員を対象にした専門的研修や大学院生等を対象にしたサイエンスコミュニケーター*7の養成を行っています。

加えて、国立科学博物館の有する知的・人的・物的資源を活かし、全国各地の科学系博物館等と連携協働して、巡回展示や学習支援活動、研修等を実施しています。さらに、令和元年度には「科学系博物館イノベーションセンター」を設置し、「科博イノベーションプラン」を策定しました。そのプランに基づ



常設展示（地球館1階 系統広場）

*6 参照：<https://www.kahaku.go.jp>

*7 サイエンスコミュニケーター：人と自然と科学が共存する持続可能な社会を育むため、誰もが科学について主体的に考え行動するきっかけを提供し、人と人あるいは科学と社会をつなげる人材。

き、経営基盤の強化や地域振興にも貢献できるモデルの構築及び展開を目指して、自己収入の増加や地域博物館の活性化に資する各種事業の開発に取り組んでいます。

4. 国立近現代建築資料館

国立近現代建築資料館は、近現代建築に関する資料（図面など）を次世代に継承するための保存と活用を行う建築資料専門のアーカイブズ施設です*8。

同館では、近現代建築資料に関する情報収集、資料の収集・保管・公開及び調査研究を行うとともに、展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。

令和元年度は、「安藤忠雄初期建築原図展一個の自立と対話」（6月8日～9月23日）、「吉田鉄郎の近代 モダニズムと伝統の架け橋」（11月1日～2月11日）を開催しました。



安藤忠雄初期建築原図展 ギャラリートーク



吉田鉄郎の近代展 会場風景

5. 国立アイヌ民族博物館

国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした初の国立博物館であり、また、アイヌ文化の復興・発展の拠点となるウポポイ*9（民族共生象徴空間）の中核施設です。

「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という理念の下、「私たちの」という切り口で、アイヌの視点から紹介する6つのテーマで構成する基本展示や、体験キットを手にとって体感できる探究展示“テンパテンパ”^{*10}、高精細の映像が楽しめるシアターの映像等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に展示します。

博物館の建物は、自然豊かな周囲の景観に配慮して設計され、滑らかな曲線と水平に伸びる直線で構成された特徴的な外観をもち、エントランスや内装には、アイヌの伝統的なゴザ文様や衣服の文様を効果的に配し、アイヌ文化を紹介する博物館として相応しい建築デザインとなっています。

また、館内の第一言語をアイヌ語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語の多言語対応により、多様な来館者の理解促進とアイヌ語に触れる機会の創出を図ることとしています。

令和2年度は、開館記念として、アイヌ文化の伝承や文化の創造に着目した特別展を開催するほか、テーマ展示等の多様な企画を実施する予定です。

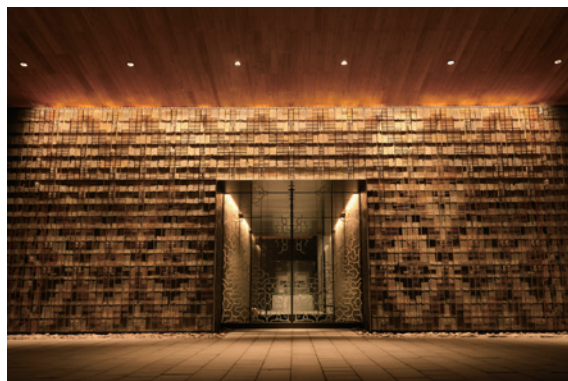
*8 参照：<https://nama.bunka.go.jp/>

*9 ウポポイとは、“（おおぜいで）歌うこと”というアイヌ語による愛称

*10 テンパテンパとは、“触ってね”というアイヌ語による愛称



国立アイヌ民族博物館



伝統的な文様が印象的なエントランス

2 劇場・音楽堂等の振興

(1) 劇場、音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の趣旨を踏まえ、文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等を支援することによって、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」を実施しています（令和元年度採択実績266件）。

(2) 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に関する税制措置

平成30年、障害者や高齢者に対して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等に対し、固定資産税等を減免する特例が創設されました。これにより、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、年齢・障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができるような環境の整備を図り、共生社会の実現に向けた取組を支援します。

(3) 日本芸術文化振興会

1. 伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の振興の拠点として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわが設置されています。日本芸術文化振興会は、これらの5館を通して、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、大衆芸能、能楽、組踊等の伝統芸能の公開や、伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています。

令和元年度は、公演事業として、5館で計169公演（968回）を実施しました。歌舞伎では、四世鶴屋南北の出世作である「天竺徳兵衛韓隼」を20年ぶりに通し上演したほか、チャップリンの無声映画の代表作「街の灯」を江戸の世話物に脚色した「蝙蝠の安さん」を上演。またしばらく上演の途絶えていた作品を再構成して復活上演した、「菊一座令和仇討」は、奇想天外な設定と趣向を生かし、8年ぶりに両花道を使用した舞台となりました（国立劇場）。大衆芸能では、国立演芸場開場40周年記念として、元年9月「演芸大にぎわい～東から西から～」、同年10月「芸術祭寄席－伝統芸能に躍動する女たち－」等の特別企画公演を実施しました。文楽では、国立文楽劇場開場35周年記念公演として、同年5月に「妹背山婦女庭訓」の昼夜通し上演（国立劇場）を行ったほか、人気狂言で時代物三大名作の「仮名手本忠臣蔵」を、平成31年4月・夏休み・令和元年11月の3公演を通して全段上演（国立文楽劇場）しました。竹本津駒太夫改め六代目竹本鋳太夫襲名披露公演（国立文楽劇場・国立劇場）も行いました。能楽については、古典作品のほか、新作・復曲作品等の様々な演

目を上演しました（国立能楽堂）。沖縄伝統芸能については、組踊上演300周年を記念して、初演当時の舞台を再現した「御冠船踊と組踊」（国立劇場おきなわ）をはじめ、多くの記念公演を上演しました。また、外国人を対象とした「Discover KABUKI」, 「Discover BUNRAKU」, 「Discover NOH & KYOGEN」, 「Discover KUMIODORI」を上演しました。

伝承者養成事業では、令和2年3月現在、歌舞伎俳優4人、歌舞伎音楽（長唄）1人、大衆芸能（寄席囃子（よせばやし））2人、能楽4人、文楽2人、組踊10人がそれぞれ研修中です。

また、伝統芸能に関する調査研究を継続的に実施しているほか、各館において展示や各種講座等を実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。特に国立劇場おきなわでは、組踊上演300周年を記念して、組踊への理解をより深めるための研究講座「執心鐘入をめぐって」（5回）, 「1719年・朝薫の舞台」（3回）を実施しました。

2. 現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点として、新国立劇場が設置されています。日本芸術文化振興会は、新国立劇場を通して、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演の実施や、実演家等の研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています*11。

令和元年度、公演事業としてオペラ「エウゲニ・オネーギン」、バレエ「ロメオとジュリエット」、現代舞踊「ベートーヴェン・ソナタ」、演劇「どん底」など、計26公演（226回）を実施しました。

実演家研修事業では、令和2年3月現在、オペラ15人、バレエ16人、演劇36人がそれぞれ研修中です。

また、新国立劇場や舞台美術センター資料館において展示や各種講座等を実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。



国立劇場大劇場 廻り舞台

第12節 社会の変化に対応した国語・日本語教育に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤になるものです。時代の変化や社会の進展に伴って生じる国語に関する諸問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施しています。

(1) 国語課題の検討

文化審議会国語分科会は「常用漢字表」（平成22年11月30日内閣告示）を踏まえ、28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」*12を取りまとめました。この報告では、印刷文字と手書き文字における表現の違いや、筆写の楷書ではいろいろな書き方があるもの、例えば「北」と「𠂔」, 「令」と「𠂔」の関係などについて、Q&A式の説明や字形比較表等によって、具体的に分かりやすく解説しています。

*11 参照：<https://www.nntt.jac.go.jp>

*12 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/jitai_jikei_shishin.pdf

その後、平成30年3月に「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）^{*13}」を取りまとめました。この報告では、言葉によって伝え合う言語コミュニケーションにおいて、「正確さ」「分かりやすさ」「ふさわしさ」「敬意と親しさ」の四つの要素に留意することでより良い言語コミュニケーションを目指すことを提案しています。

（2）国語分科会（国語課題小委員会）での検討事項

国語分科会国語課題小委員会では、平成30年4月から官公庁における文書作成について検討を開始しています。これは、いずれ改定されることが予想される「公用文作成の要領」（昭和27年 内閣官房長官依命通知別紙）の見直しについて検討を行い、現状の国の府省庁における公用文の書き表し方の基準を改めて確認し、公用文を作成する際に参考となる考え方を示そうとするものです。

あわせて、平成30年7月から常用漢字表についての検討を行っています。30年5月30日の衆議院文部科学委員会決議と同年6月12日の参議院文教科学委員会附帯決議を受け、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について審議するものです。

（3）国語に関する世論調査

社会変化に伴う日本人の国語意識の現状について調査するために、平成7年度から「国語に関する世論調査」を実施し^{*14}、その結果を毎年秋に公表しています。令和元年10月に公表した平成30年度調査では、現在、文化審議会国語分科会で審議中の「官公庁における文書作成について」に関する問いを中心に、全部で18の項目について調査しました。

また、「国語に関する世論調査」で平成12年度から取り上げてきた慣用句等の調査結果に基づいて作成した動画「ことば食堂へようこそ！」を、YouTube文部科学省公式チャンネルMEXTchにおいて公開中です^{*15}。

*13 参照：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/index.html>

*14 参照：https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html

*15 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kotoba_shokudo/index.html

平成30年度「国語に関する世論調査」 ～国語に関してどのようなことを国に期待しますか～

平成30年度「国語に関する世論調査」では、国語や言葉への関心、表記、読書、新しい表現や慣用句等の意味・言い方などを調査しました。

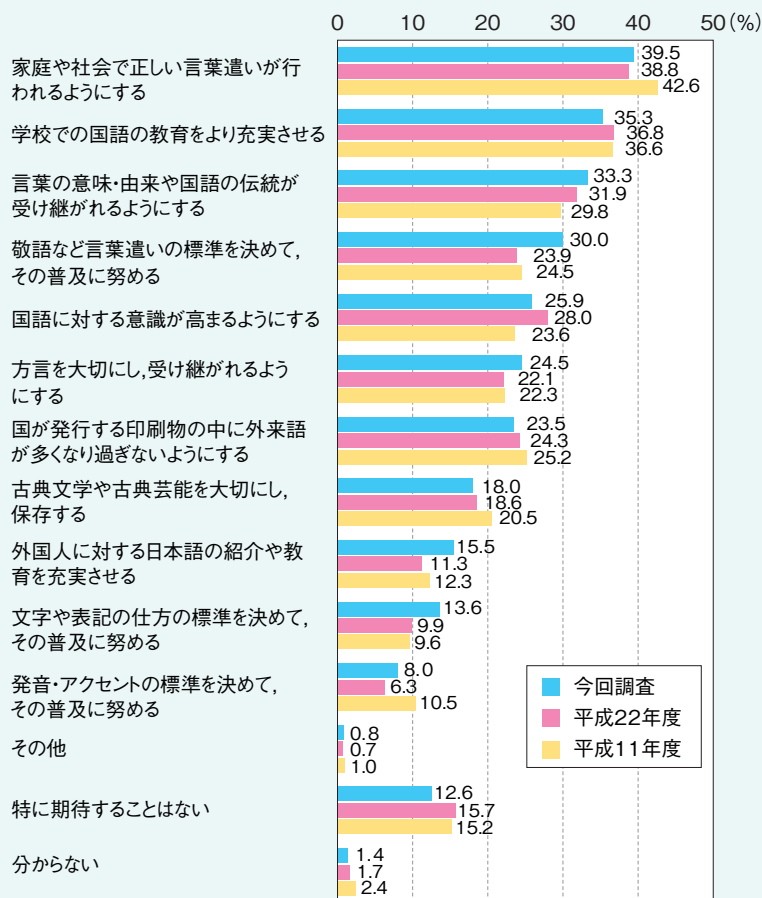
ここでは、「国語に関して、国に期待することがありますか（選択肢の中から幾つでも回答）」との問いに対する回答を御紹介します（図表2-9-20）。

「家庭や社会で正しい言葉遣いが行われるようにする」が39.5%で最も高く、次いで、「学校での国語の教育をより充実させる」（35.3%）、「言葉の意味・由来や国語の伝統が受け継がれるようにする」（33.3%）、「敬語など言葉遣いの標準を決めて、その普及に努める」（30.0%）が3割から3割台半ばとなっています。一方、「特に期待することはない」と答えた人は12.6%となっています。

過去の調査結果（平成11、22年度）と比較すると、22年度調査から今回調査に掛けて「敬語など言葉遣いの標準を決めて、その普及に努める」が6ポイント、「外国人に対する日本語の紹介や教育を充実させる」「文字や表記の仕方の標準を決めて、その普及に努める」が4ポイント、それぞれ増加しています。

3回の調査結果のいずれも「家庭や社会で正しい言葉遣いが行われるようにする」が最も高いという結果になっています。

図表 2-9-20 国語に関して国に期待すること



(4) 消滅の危機にある言語・方言に関する取組

平成21年2月にユネスコがアイヌ語など国内の八つの言語・方言^{*16}が消滅の危機^{*17}にあると発表したことを受けて、これらの調査研究や周知の取組等を行っています(図表2-9-21)。また、23年3月11日に起きた東日本大震災の被災地の方言に関する調査を行い、その保存・継承のための取組を支援しています。

図表 2-9-21 ユネスコによる日本における消滅の危機にある言語・方言とその危機状況

【絶滅】	該当なし
【極めて深刻】	アイヌ語(北海道等)
【重大な危険】	八重山方言(石垣島、波照間島等) 与那国方言(与那国島)
【危険】	八丈方言(八丈島、青ヶ島等) 奄美方言(奄美大島、喜界島、徳之島等) 国頭方言(沖縄本島北部、与論島、沖永良部島等) 沖縄方言(沖縄本島中南部、久米島等) 宮古方言(宮古島、多良間島等)
【脆弱】	該当なし
【安全】	記載をせず

ユネスコが認定した危機言語・方言のうち、平成22年度と24年度にアイヌ語、奄美方言、宮古方言、与那国方言について、25年度と26年度に八丈方言、国頭方言、沖縄方言、八重山方言について、それぞれ危機度の実態や保存・継承のための取組状況を調査しました。

これらの調査結果を受け、平成27年度から、危機的な状況を周知するための「危機的な状況にある言語・方言サミット」と、研究者と行政等担当者の情報交換の場としての「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催しています。令和元年度はサミットを鹿児島県奄美市で、研究協議会を東京と奄美市で開催しました。

さらに、平成25年度、26年度には、「極めて深刻」とされたアイヌ語を保存・継承するため、アイヌ語音声資料を文字化したり翻訳や注釈を作成したりするなどアーカイブ(保存記録)化に関する研究を行いました。そして、27年度からは、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化とアイヌ語のアーカイブ作成の支援に、30年度からはアーカイブ作成における文字化や翻訳ができ、後進の指導にも当たれる人材の育成にも取り組んでいます。令和元年度は、約570本のアナログ資料を対象としたデジタル化と、公益財団法人アイヌ民族文化財団(博物館運営準備室)及び北海道平取町立二風谷アイヌ文化博物館のアーカイブ作成の支援、公益財団法人アイヌ民族文化財団(博物館運営準備室)で人材育成を行いました。また、東日本大震災によって被災地の方言が危機的な状況にあると考え、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各方言の特徴と方言に対する意識を調査し、25年度から、被災地における方言の活性化支援事業を実施するなど被災地の方言の保存・継承に資する活動を支援しています。令和元年度には5企画を採択しました。

なお、平成22年度以降の消滅の危機にある言語・方言に関する調査研究の結果等については、文化庁ウェブサイトで公開しています^{*18}。

*16 ユネスコでは、日本で「方言」として扱われる言葉も「言語」として扱っている。

*17 ユネスコでは、消滅の危機状況について、危機の度合いの高いものから順に、【絶滅】、【極めて深刻】、【重大な危険】、【危険】、【脆弱】、【安全】と表している。

*18 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html



危機的な状況にある言語・方言サミット（奄美市）



被災地方言の活性化支援事業（釜石市）

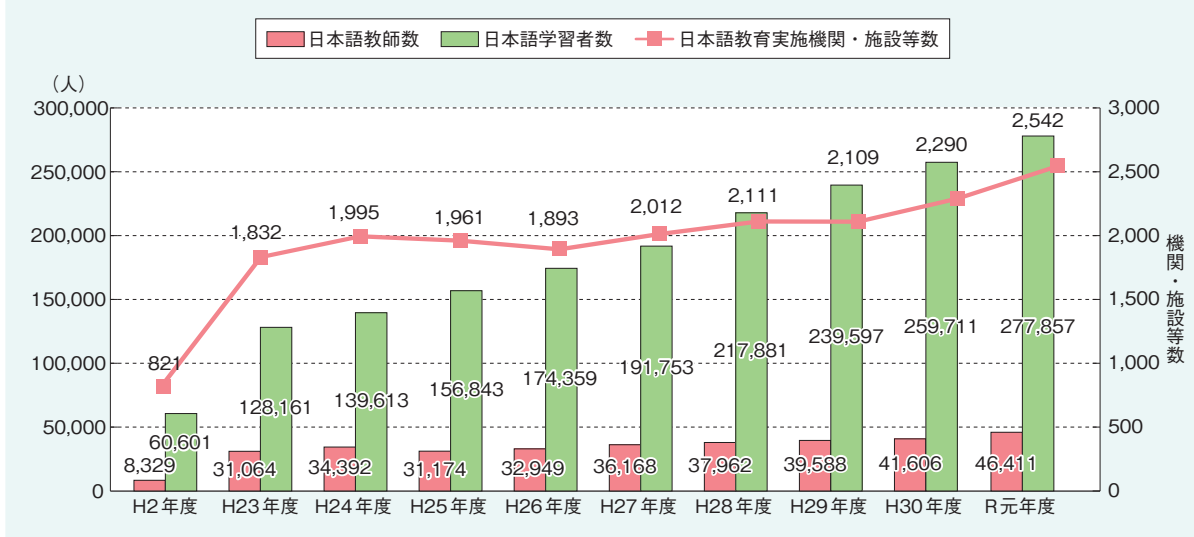
2 外国人に対する日本語教育施策の推進

（1）外国人に対する日本語教育施策

国内の在留外国人数は、約293万人と近年は200万人を超えて推移し、我が国に中長期に在留する外国人が増加しています（令和元年12月末時点、出入国在留管理庁調べ）。国内の日本語学習者数は、約28万人（元年11月時点、文化庁調べ）となっており、日本で暮らす多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます（図表2-9-22）。また、元年6月には「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」が成立しました。

このような状況の下で、文化庁は、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています（図表2-9-23）。

図表 2-9-22 日本語学習者数等



図表 2-9-23 日本語教育に関する主な事業

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、都道府県・政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援しています。

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

「生活者としての外国人」のための日本語教育の充実を目指し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材育成及び教材作成や、日本語教育の体制整備を推進する各地の優れた取組を支援し、地域日本語教育コーディネーター研修を実施しています。

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

「生活者としての外国人」のための日本語教室がない地域（空白地域）を対象として、日本語教室立ち上げを支援する地域日本語教育スタートアッププログラムや、空白地域の外国人を対象とするICT教材の開発、情報交換のための研究協議会を開催します。

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業

日本語教育人材の資質・能力を向上を図ることを目的として、日本語教育人材の養成プログラムや現職者研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施を行います。

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援事業の一環として、定住支援施設において日本語教育を行うとともに、施設退所後も難民及び支援団体等に対し、日本語教育相談や学習教材の配布等の支援を行っています。

日本語教育に関する調査及び調査研究

日本語教育実施機関・施設・教員等の実態を把握するための日本語教育実態調査のほか、日本語教育施策についての基礎資料とするための各種調査を実施しています。

日本語教育大会等の開催・省庁連携日本語教育基盤整備事業

日本語教育大会等を通じて情報の発信・共有を行うとともに、に関する各種コンテンツを集めた「日本語教育コンテンツ共有システム」を公開しています。



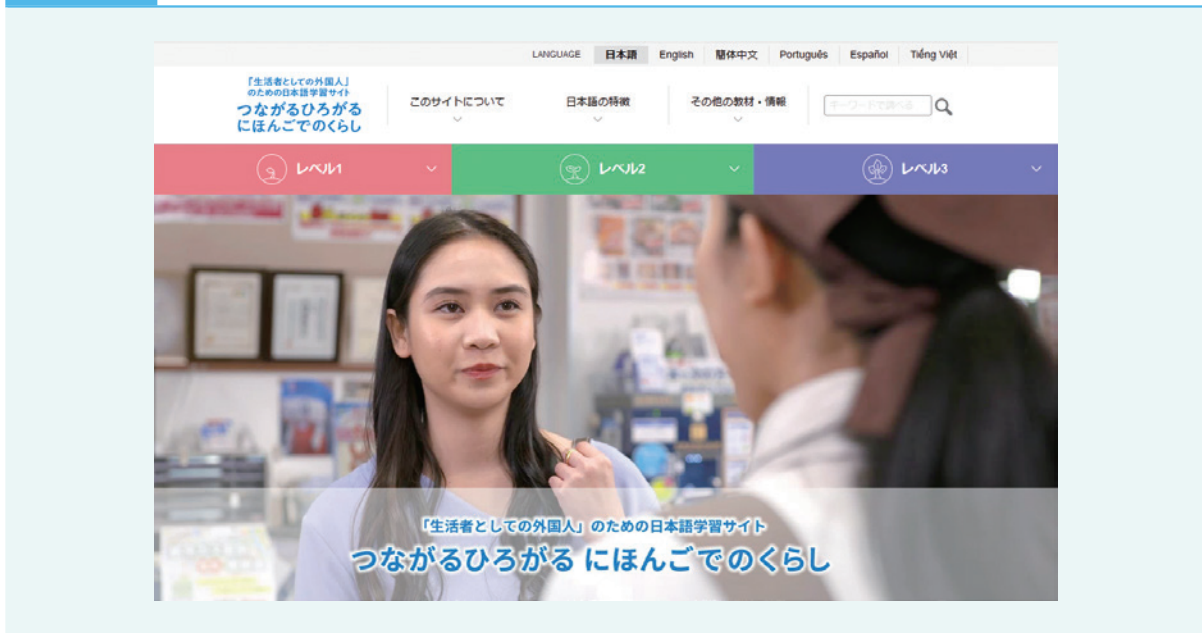
コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進

(2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実

文化庁は、文化審議会国語分科会が取りまとめた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」などを踏まえ、これらが地域の日本語教育を推進する上で一層活用されるよう、周知を図っています。

また、外国人材の受入れ拡大に向けて、地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進、日本語教室空白地域解消の推進及びICTを活用した教材の開発（図表 2-9-24）、日本語教育の先進的取組に対する支援、日本語教育人材の養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業等を実施するため、令和2年度予算として約9.5億円を計上しています。

図表 2-9-24 ICTを活用した日本語学習教材



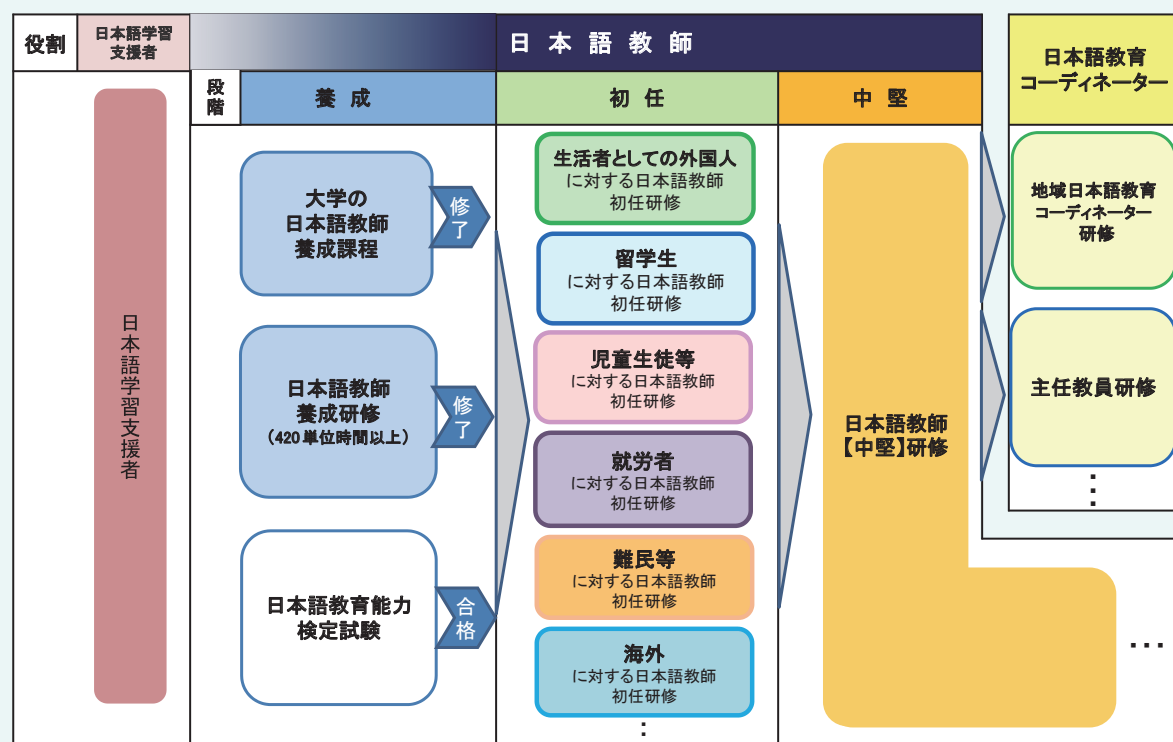
(3) 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

日本語教育をめぐる状況の変化に対応するため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会は、「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、平成25年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめ、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を11に整理しました。その中に、「論点4. 日本語教員の養成・研修について」と「論点5. 日本語教師の資格について」が盛り込まれました。

平成28年5月から、日本語教師の資格に関する審議に先立ち、「日本語教員の養成・研修について」の検討を行い、30年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」、31年3月4日には新たな活動分野を加えた改定版を取りまとめました。本報告で、日本語教育人材の役割・段階・活動分野（「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外）ごとに、求められる資質・能力、教育内容等を示しています。（図表2-9-25）

平成30年度からは、本報告の内容の普及を図るとともに日本語教育人材の資質・能力の向上を目的とした「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」を実施し、令和2年度からは開発された研修モデルを全国に普及する事業を実施する予定です。

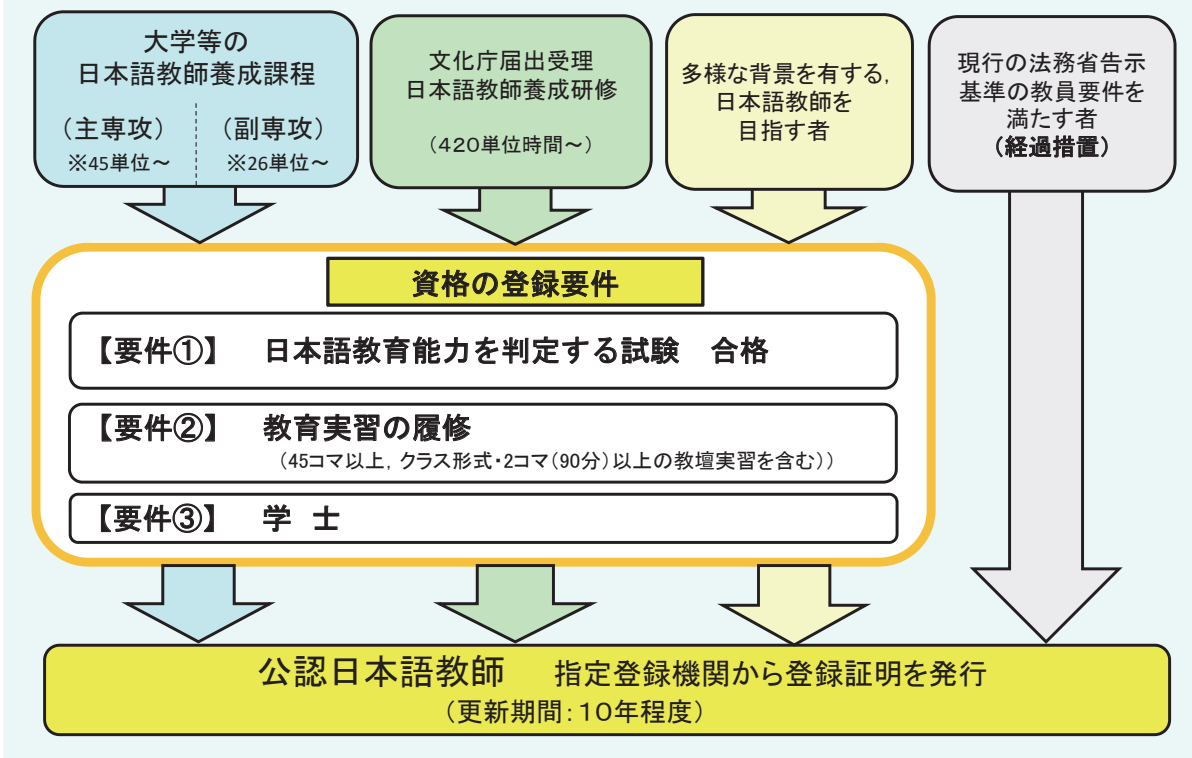
図表 2-9-25 日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



また、本報告に示された養成・研修の考え方を前提に、平成30年度後半から日本語教育小委員会やその下に設置された日本語教育能力の判定に関するワーキンググループにおいて、日本語教師としての資質・能力を証明するための資格の制度設計の枠組みについて検討を行い、国民への意見募集を経て、国語分科会として令和2年3月10日に「日本語教師の資格の在り方について（報告）」を取りまとめました。この報告では、日本語教師のキャリアパスの中で日本語教師の資格を位置づけ、日本語教師の養成修了段階を対象とし、「第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能を有し日本語教師としての専門性を有する者」を判定し、一定の登録要件を満たす者を「公認日本語教師」とすることとしています。（図表 2-9-26）

このほか、日本語教育小委員会では、日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討を行っています。

図表 2-9-26 公認日本語教師の資格の仕組みイメージ



第13節 新しい時代に対応した著作権施策の展開

1 インターネット上の海賊版対策の強化をはじめとする著作権法改正

(1) インターネット上の海賊版対策の強化

昨今、インターネット上の海賊版による被害が深刻化しており、クリエイターやコンテンツ産業を守るために早急に実効的な対策を講じることが必要であるところ、このような状況に対応するため、著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の改正を行いました(令和2年6月5日成立、令和2年法律第48号)。この法律の改正においては、ユーザーを侵害コンテンツに誘導するリーチサイトや、侵害コンテンツのダウンロードに対する規制などを行います。

まず、リーチサイト対策については、ユーザーを侵害コンテンツに誘導する悪質なサイトを定義し、そこでのリンク提供を著作権侵害とみなすとともに、サイト運営者に刑事罰を科します。

次に、ダウンロード違法化については、違法化の対象を音楽・映像から著作物全版に拡大しつつ、国民の皆さまの情報収集を過度に萎縮させないように、①スクリーンショットを行う際の違法にアップロードされた画像の写り込み、②軽微なもののダウンロード、③二次創作・パロディのダウンロード、④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードを規制対象外とします。

また法律の附則に、普及啓発・教育の充実や違法アップロード対策の充実をはじめ、運用

上の配慮規定などを規定しています。

改正に当たっては、パブリックコメントなどを通じて国民の皆さまの声を丁寧に伺いながら検討を重ね、令和元年9月末に実施したパブリックコメントにおいて提示した平成31年2月時点の案から必要な修正を行いました。これにより、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスが取れた内容になっているものと考えております。

(2) 著作物の円滑な利用及び適切な保護を図るための措置等に関する改正事項

近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の利用の態様が多様化していることから、著作権等の適切な保護を図るとともに、「知的財産立国」として知的財産の利活用を促進する観点から、著作物等の円滑かつ安定的な利用が可能となる法的基盤の整備を行うため、写り込みや行政手続に係る権利制限規定の拡充、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入、プログラムに係る登録制度の整備などを内容とする改正をしております。

2 平成30年改正等の円滑な施行に向けた対応

(1) 平成30年著作権法改正

現在我が国では、IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）等の「第四次産業革命」に関する技術を活用したイノベーションの創出が期待されているところ、改正前の著作権法の権利制限規定には、法律上の要件が一定程度具体的に定められているものが多く、新たなイノベーション創出に対応できないことが指摘されておりました。このような状況を受け、産業界等から、新技術を活用した新たな著作物の利用にも柔軟に対応できる権利制限規定の整備が求められてきたため、平成30年の著作権法改正により、規定の抽象度を高め、適切な柔軟性を持たせた柔軟な権利制限規定（第30条の4、第47条の4、第47条の5）を整備しました。

また、令和元年10月24日、柔軟な権利制限の趣旨・内容・解釈や具体的なサービス・行為の取扱い等について、文化庁としての基本的な考え方を示した「デジタル化・ネットワーク化の進展対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」を策定・公表しました^{*19}。これにより、産業界等において新技術を活用した新たなサービスが円滑に実施されることが期待されます。

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備については、平成30年の著作権法改正により、「授業目的公衆送信補償金制度」が導入され、教育機関の設置者が文化庁長官が指定する管理団体に補償金を支払うことを条件として、オンデマンド授業で講義映像や資料を送信したり、対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信したりすることができるようになりました。

本制度は、法律の公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日までに施行することとされておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに緊急に対応するため、当初の予定を早め、令和2年4月下旬から制度を施行し、暫定的な運用を開始する方向で調整を進めています。その際、指定管理団体は、教育機関のニーズに配慮し、2年度に限った特例的な補償金額を無償とする予定であり、3年度における有償の補償金に基づく本格的な運用に向けては、指定管理団体において別途補償金額の認可申請が行われる予定です。

*19 参照：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1422075.html>

(2) TPP11 整備法

この改正により、著作物、実演及びレコードの保護期間の終期について、改正前はそれぞれの起算点から50年とされていたところ、70年に延長しています。また、改正前はすべて親告罪であった著作件等侵害罪のうち、特定の要件を全て満たす場合^{*20}に限り、非親告罪とし、著作権者等の告訴がなくとも公訴を提起することができることとしています^{*21}。その他、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度の整備や配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、損害賠償に関する規定の見直しを行っています。

3 著作権の円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中で、著作物の流通促進の観点から、次の施策を展開しています。

(1) 「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、著作物等を集中的に管理する方式が普及しています。これらの事業を行う「著作権等管理事業者^{*22}」に対して、「著作権等管理事業法」に基づき、年度ごとの事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行い、適切に事業が行われるよう指導監督を行っています。

(2) 権利処理の円滑化に向けた取組

著作権者等の所在が不明の場合に著作物等を適法に利用するための「裁定制度」の運用を行っています。令和元年度は書籍における著作物や放送番組における実演など5万747件の著作物等の利用について裁定を行いました。なお、昨年度には、裁定制度の利用円滑化の観点から、国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際、補償金の事前供託を不要とする法改正も行ったところです（平成31年1月施行）。詳細は文化庁ホームページ「著作権者不明等の場合の裁定制度」^{*23}を参照ください。

また、コンテンツの権利処理の円滑化を目的として、平成29年度から令和元年度まで、「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」に取り組んでまいりました。本実証事業では、CDや配信音源の楽曲の権利情報を検索できる「音楽権利情報検索ナビ」の実用化に向けての実証を行ってまいりました。

(3) クリエーターへの適切な対価還元

音楽やテレビ番組等を、私的使用の目的で特定の機器や媒体を用いて録音・録画する者は、著作権者に対して補償金を支払わなければならないとする私的録音録画補償金制度が平成4年に導入されていますが、新しい機器やサービスの台頭に伴い、録音・録画の実態に対応していないと指摘されていることを受け、クリエイターへの適切な対価還元の在り方について検討を行っています。

^{*20} ①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること、②有償著作物等について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること、③有償著作物等の提供・提示による得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されていることに該当する場合

^{*21} これにより、例えば漫画等の同人誌をいわゆるコミックマーケットで販売する行為や、漫画のパロディをブログに投稿する行為等については、親告罪のままであるものと考えられる一方で、販売中の漫画や小説の海賊版を販売する行為や、映画の海賊版をネット配信する行為等については、非親告罪となるものと考えられる。

^{*22} 登録事業者数：28事業者（令和元年7月1日現在）

^{*23} 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/

(4) 著作権登録制度の運用

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保などのため、著作権法に基づく登録事務を行っています。

4 著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識を身に付けることは、今日ますます重要となっており、現行の中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。また、全国各地での講習会の開催や教材の作成・提供を行っています。講習会は、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員、教職員を対象として毎年10数か所で開催されています。文化庁ホームページ(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>)を通じ、児童生徒や学生、一般等を対象とした著作権学習教材を提供するとともに、小学校、中学校、高等学校等にハローキティを使用した著作権の普及啓発ポスターの送付を行いました。このほか、教材や講習会等の情報を集約したポータルサイトを作成して、他の関係団体が作成する著作権学習教材等についても周知を行う予定です^{*24}。



平成30年度図書館等職員著作権実務講習会（東京会場）

5 国際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の国境を越えた流通形態がますます多様化しています。我が国のコンテンツの海外での侵害形態として、CD、DVD等のパッケージに加え、インターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。このような現状に対応した著作権侵害への対策と国際ルールの構築を積極的に推進しています。

(1) 海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国のアニメ、音楽、ゲームソフト、マンガなどに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することのできない深刻な問題となっています。このため、著作権保護の実効性を高めるための環境整備を目的として、主に以下の取組を行っています。

- ①政府間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の働きかけ
- ②アジア・太平洋諸国の政府職員を対象とした研修
- ③侵害発生国・地域の一般消費者を対象とした著作権の普及啓発活動

(2) 国際ルールづくりへの参画

現在WIPO^{*25}において放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、我が国は積極的に参画しています。

また、「視聴覚的実演に関する北京条約」の締結について平成26年5月に国会承認されたことを踏まえ、26年6月に加入書を寄託しました。この度、令和2年4月28日から同条約が効力を生ずることとなり、我が国においても同日から効力を生ずることとなりました。

*24 参照：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>

*25 参照：第2部第10章第1節5(6)

さらに、EPA（経済連携協定）交渉等においてアジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働き掛けています。

第14節 宗教法人制度と宗務行政

1 宗教法法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万1,000の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています（[図表 2-9-27](#)、[図表 2-9-28](#)）。

宗教法人制度を定める「宗教法人法」の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねる一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性に配慮することを骨子としています。

2 宗務行政の推進

（1）宗教法人の管理運営の推進

都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、「宗教年鑑」として発行するほか、宗教に関する資料の収集などを行っています。

（2）不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

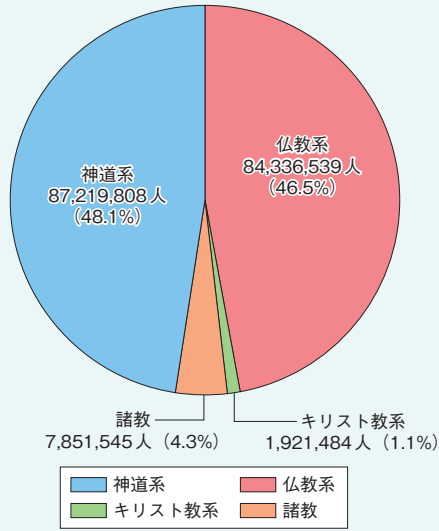
このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、また、これらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。

（3）宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

図表 2-9-27 系統別信者数

総数 1億8,132万9,376人 (平成30年12月31日現在)



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる。
(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(令和元年版)

図表 2-9-28 宗教法人数

(平成30年12月31日現在)

所轄	区分		包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
	系統				
文部科学大臣所轄	神道系		123	93	216
	仏教系		157	316	473
	キリスト教系		65	260	325
	諸教		29	89	118
	計		374	758	1,132
都道府県知事所轄	神道系		6	84,555	84,561
	仏教系		11	76,726	76,737
	キリスト教系		7	4,444	4,451
	諸教		1	14,182	14,183
	計		25	179,907	179,932
合 計			399	180,655	181,064

- (注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人
2 都道府県知事所轄：単一の都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人
3 包括宗教法人：単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等
4 単位宗教法人：礼拝施設を備える神社、寺院、教会等

(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(令和元年版)



宗教年鑑など

